

4. 認定等の公表（法第 22 条関係）

法第 22 条

(認定等の公表)

第二十二条 内閣総理大臣は、認定又は共同認定（以下「認定等」という。）をしたときは、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を、認定等の申請をした者に通知するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

- 一 認定を受けた民間教育保育等事業者又は共同認定を受けた民間教育保育等事業者及び事業運営者（以下「認定事業者等」という。）の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 二 認定等に係る民間教育保育等事業（以下「認定等事業」という。）の概要及び第二条第五項各号に掲げる事業のいずれの事業に該当するかの別
- 三 認定等事業を行う事業所の名称及び所在地
- 四 認定等に係る教育、保育等従事者の業務の概要
- 五 その他内閣府令で定める事項

規則第 21 条

(法第二十二条第五号の内閣府令で定める事項)

第二十一条法第二十二条第五号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 認定等の年月日
- 二 フランチャイズチェーンの方式により、当該認定事業者等と異なる事業者が当該認定等事業（法第二十二条第二号に規定する認定等事業をいう。以下同じ。）と同一の事業を行っている場合にあっては、その旨

- こども家庭庁は、認定等をしたときは、遅滞なく、その旨及び次の①から⑥までに掲げる事項を、認定等の申請をした者に通知するとともに、こども家庭庁のウェブサイトに公表する（法第 23 条第 1 項、規則第 21 条）。

① 認定事業者等の情報

- ア 氏名又は名称
- イ 住所又は所在地
- ウ 代表者の氏名（法人の場合）

② 認定等事業の情報

- ア 概要
- イ 民間教育保育等事業の種別

③ 認定等事業を行う事業所の情報

- ア 名称

イ 所在地

④ 認定等に係る教育保育等従事者の業務の概要

⑤ 認定等の年月日

⑥ 事業者の異なるフランチャイズ事業者が同じ事業を行っている場合には、その旨（※）

※ 対象事業の中には、フランチャイズ本部が加盟店とフランチャイズ契約を結び、異なる事業者が、同一の事業名でそれぞれ民間教育保育等事業を運営している場合がある。認定事業者等の義務を履行できる権限や体制が加盟店自身にある場合は、フランチャイズ本部とは別に、加盟店が認定等を申請・取得することになる。この場合、同一の事業名であっても、認定等を取得している事業者が運営する加盟店と、認定等を取得していない事業者が運営する加盟店が存在する可能性が生じるため、これを保護者等が誤解をしないように情報提供する趣旨である。

図表 20 公表事項一覧のイメージ

認定番号	認定日	認定事業者等の氏名又は名称	住所又は所在地	法人の場合は代表者の氏名	民間教育保育等事業の種別（※選択肢）	認定等事業の概要（※選択肢）	事業所の名称	事業所の所在地	教育保育等従事者の業務の概要（※選択肢）	認定時現職者の犯罪事実確認を完了	事業者の異なるフランチャイズ事業者の有無
xxxxxx xx	R9.1.15	株式会社A	〒xxx-xx xx ○○ 県○○市 ○○	家庭 太郎	民間教育事業	学習塾	学習塾α ○○ 駅前校	事業者の所在地と同じ	・講師 ・個別相談員 ・受付業務員	完了/未完了	あり
xxxxxx xx	R9.2.1	株式会社B	〒xxx-xx xx ○○ 県××市 △△	家庭 花子	認可外保育事業	企業主導型保育施設	●●保育園A	事業者の所在地と同じ	・保育士 ・調理師 ・看護師	完了/未完了	なし
							●●保育園B	〒xxx-xx xx ○○県 △△市 ▽▽	・保育士 ・調理師 ・看護師		

5. 認定事業者等及び学校設置者等の表示（法第23条、第45条及び第48条関係）

法第23条、法第45条及び第48条

(認定等の表示)

第二十三条 認定事業者等は、認定等事業に関する広告その他の内閣府令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、内閣総理大臣が定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(虚偽表示罪及び情報漏示等罪)

第四十五条 第二十三条第二項の規定に違反して、同条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示を付したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

(両罰規定)

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十三条、第四十四条、第四十五条第一項又は第四十六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

規則第22条

(法第二十三条第一項の内閣府令で定めるもの)

第二十二条 法第二十三条第一項の内閣府令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 認定等事業の用に供する物品
- 二 認定等事業の広告
- 三 認定等事業の取引等に関する書類又は通信
- 四 認定等事業を行う事業所
- 五 認定等事業に関し、インターネットを利用した方法により公衆の閲覧に供する情報
- 六 認定等事業に関する労働者等の募集の用に供する広告又は文書

① 認定事業者等及び学校設置者等の表示

- 認定事業者等は、認定等事業に関する広告等（以下「広告等」という。）について、こども家庭庁が定める表示を付することができる（法第23条第1項、規則第22条）。こども家庭庁が定める表示（以下「認定事業者マーク」という。）は次の図（左）に示すものとする。
- また、学校設置者等についても、認定事業者等と同様に、次の図（右）に示す表示（以下「法定事業者マーク」という。）を付することができる。

(認定事業者マーク)



(法定事業者マーク)



- 認定事業者マークを通じ、あらゆる機会において、認定事業者等であるか否かを容易に判別できることは、民間教育保育等事業者のサービスを受ける児童等や保護者にとって有益である。また、事業者にとっても、認定事業者マークを通じて保護者等の選択に資することとなり、その利益を享受することができる。社会全体としても、認定事業者マークを通じて、児童等に対する性暴力防止の理念や制度の社会的認知度が広まることは、啓発の効果があり、法の目的達成に資する。このようなことから、認定事業者等は、認定事業者等と外部の接点となる場所・機会を通じて、認定事業者マークを広く表示することが望ましい。
- 加えて、学校設置者等についても、認定事業者等と同様、法の対象施設・事業であることが一目で判別できるようにすることで、児童等及び保護者等から、性暴力等の防止対策を適切に行っていないといった誤解をされること等を防ぐことが期待できる。

② 法第23条第2項の規定との関係

- 認定等事業以外の事業について、あたかも認定等の対象になっているかのような表示を行うことは、認定制度に対する信頼を損なうこととなる。このため、何人も、広告等に認定事業者マーク又はこれと紛らわしい表示を付してはならない（法第23条第2項）。これに違反した場合は、違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処され、又はこれらを併科される（本節「⑤ 罰則」参照）。
- 法定事業者マークは、「認定事業者マークと紛らわしい表示」には当たらず、学校設置者等が法定事業者マークを表示した場合でも、法23条第2項違反とはならない。仮に、法定事業者マークを、学校設置者等以外の者（認定事業者等を含む。）が付した場合には、行政指導の対象となる。

- また、万が一、法定事業者マークを学校設置者等以外の事業者が付している場合に、第三者が確認・通報等を行うことができるよう、学校設置者等の一覧を、こども家庭庁のウェブサイトに公表する。

③ 広告等の類型及びその具体例

- 認定事業者マークを付すことができる対象物は、その適正活用の観点から、
 - ・ 事業者において撤去、回収等が可能なもの（※）
 - ・ 対象年度・日時入りのパンフレット等、あらかじめ年限が区切られて活用されるもののいずれかを満たすものとし、認定等の取消し等があった場合は速やかに認定事業者マークを付した物の撤去、回収を行うことが必要である。
- 広告等の類型及びその具体例は、次の表に掲げるとおり。また、法定事業者マークについても、認定事業者マークの取扱いに準ずることとする。

図表 21 広告等の類型と具体例

広告等の類型	具体例
ア 認定等事業の用に供する物品	認定等事業のサービス提供時に着用する制服 等
イ 認定等事業の広告	認定等事業の案内パンフレット、受講生・児童等の募集案内、メディア広告等（対象年度・日時等を記載）
ウ 認定等事業の取引等に関する書類又は通信	認定等事業に関する契約書、認定等事業に携わる社員の名刺、電子メール 等
エ 認定等事業を行う事業所	認定等事業を行う事業所の受付、玄関ホール、看板、のぼり旗、扉 等
オ 認定等事業に関し、インターネットを利用した方法により公衆の閲覧に供する情報	認定等事業のウェブサイト 等
カ 認定等事業に関する労働者等の募集の用に供する広告又は文書	求人広告、ハローワークの求人票 等

※ 宣伝・広告用のペン、クリアファイル等、配布後に第三者により再利用・流通等がなされ、事業者による回収等が困難となるものは対象外となる。

※ 名刺については、名刺を受け取った者から第三者に渡されるケースが多く想定されないことや、取消し等があった場合には、名刺に記載の連絡先に問合せができるなどから、当該表示を付すことができる対象物として認められるが、認定等事業に携わる従事者（幹部、社員等）のみ認定事業者マークを活用可能とともに、従事者が認定等事業を行う部署から異動・退職する場合には、事業者の責任の下、廃棄、回収等（名刺管理アプリにおいては更新）を行うことが必要である。

④ 認定事業者マークに関する留意事項

- その他、認定事業者マークを付する際の留意事項は次のア及びイに掲げるとおり。また、実際に認定事業者マークを使用する際には、マニュアルを参照すること。なお、法定事業者マークについても、認定事業者マークの取扱いに準ずることとする。

ア 認定事業者マーク等を使用する際の留意点

- (ア) 民間教育保育等事業者が行う事業のうちに、認定等事業として認定等を受けていない民間教育保育等事業がある場合には、認定等事業に限って認定事業者マークを付していることが分かるようにすること
- (イ) 事業者の異なるフランチャイズ事業者が、認定等事業と同一の民間教育保育等事業を行っている場合には、当該フランチャイズ事業者の行う事業が認定等を受けていない限り、認定事業者マークを付すことはできないこと
- (ウ) 認定事業者マークが付されている事業者であっても、対象業務従事者でなければ、犯罪事実確認の対象とはなっていないことについて、保護者からの求め等に応じて適切に説明することが望ましいこと
- (エ) 義務対象事業に付随する認定対象事業を一体的に運営している場合（「III. 5. 同一事業者内の「教員等」及び「教育保育等従事者」の取扱い」参照）であって、「教育保育等従事者」を「教員等」として整理する場合（認定対象事業について、改めて認定等を受けない場合）については、「法定事業者マーク」のみを付すことができ、「認定事業者マーク」を付すことはできないこと

イ 認定事業者等を確認する際の留意点

- ・ 認定事業者マークが付されている事業者であっても、認定時現職者の犯罪事実確認の期限は認定等から1年間であることを踏まえ、こども家庭庁のウェブサイトにおいて、認定時現職者の犯罪事実確認を完了しているかどうかを確認することが重要であること

⑤ 罰則

- 法第23条第2項の規定に違反して、同条第1項に定める認定等の表示又はこれと紛らわしい表示を付したときは、当該違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する（法第45条第1項）。
- 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、上述の虚偽表示罪に係る違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して虚偽表示罪における罰金刑を科する（法第48条）。

6. 変更の届出等（法第24条関係）

法第24条

(変更の届出等)

第二十四条 認定事業者等は、第二十二条各号に掲げる事項を変更するときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- 3 認定事業者等は、児童対象性暴力等対処規程又は第二十条第一項第六号（第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の措置を変更するときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。ただし、軽微な変更として内閣府令で定めるものについては、この限りではない。

規則第23条及び24条

(法第二十四条第一項の届出事項等)

第二十三条 法第二十四条第一項の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出することにより行うものとする。

- 一 認定事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 認定等事業の概要及び民間教育保育等事業の区分（法第二条第五項各号に掲げる事業の別をいう。以下同じ。）
 - 三 変更事項及び変更の理由
 - 四 変更年月日
- 2 前項の届出書には、その変更を証する法第十九条第四項（法第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出した書類のうちいずれかを添付して提出するものとする。
 - 3 前二項の届出書及び書類の提出は、電子情報処理組織（こども家庭庁の使用に係る電子計算機と当該提出をしようとする認定事業者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用して行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該提出をすると認められる場合は、この限りでない。
 - 4 共同認定を受けた民間教育保育等事業者及び事業運営者が法第二十四条第一項の規定により届出を行うに当たっては、その双方が内容を確認し、及び合意しなければならない。

(法第二十四条第三項の届出事項等)

第二十四条 法第二十四条第三項の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出することにより行うものとする。

- 一 認定事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 認定等事業の概要及び民間教育保育等事業の区分
- 三 変更の内容（新旧の対照を明示すること。）及び変更の理由

<p>四 変更後の児童対象性暴力等対処規程（法第二十条第一項第四号に規定する児童対象性暴力等対処規程をいう。第二十九条において同じ。）又は情報管理規程の実施予定日</p> <p>2 前条第三項及び第四項の規定は、法第二十四条第三項の届出について準用する。</p> <p>3 法第二十四条第三項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 法第二十条第一項第四号の規定により児童対象性暴力等対処規程に定めることとされている内容及び情報管理措置の内容の実質的な変更を伴わないもの 二 法第二十条第一項第四号の規定により児童対象性暴力等対処規程に定めることとされている事項に係る変更以外の変更 三 情報管理措置の水準を維持する変更であって、具体的な手法の変更にとどまるもの 四 情報管理措置の水準を向上させる変更

（1）変更の届出が必要となる場合

- 認定事業者等は、次の①及び②に掲げる場合は、あらかじめ、その旨をこども家庭庁に届け出なければならない（法第24条第1項及び第3項、規則第23条及び第24条）。
 - ① 法第22条の規定に基づき、認定事業者等についてこども家庭庁が公表している事業概要等を変更するとき（※1）
 - ② 児童対象性暴力等対処規程又は情報管理規程を変更するとき（※2）

※1 こども家庭庁による公表事項は、次のアからカまでに掲げるとおり。

- ア 認定事業者等の次の情報
 - (ア) 氏名又は名称
 - (イ) 住所又は所在地
 - (ウ) 代表者の氏名（法人の場合）
- イ 認定等事業の次の情報
 - (ア) 概要
 - (イ) 民間教育保育等事業の種別
- ウ 認定等事業を行う事業所の次の情報
 - (ア) 名称
 - (イ) 所在地
- エ 認定等に係る教育保育等従事者の業務の概要
- オ 認定等の年月日
- カ 事業者の異なるフランチャイズ事業者が同じ事業を行っている場合には、その旨

※2 次のアからエまでに掲げる場合は、軽微な変更として、届出の必要はない（規則第24条第3項）。

- ア 法第20条第1項第4号により児童対象性暴力等対処規程に定めることとされている内容及び情報管理規程の内容の実質的な変更を伴わないもの（例：部署名・役職名の形式的な変更など）

- イ 法第 20 条第 1 項第 4 号により児童対象性暴力等対処規程に定めることとされている事項以外の措置内容の変更（例：認定事業者等において、早期把握、相談、研修等の、児童対象性暴力等対処規程に定めることとされていない措置を講じている場合に、当該措置を変更するときなど）
- ウ 情報管理措置の水準を維持する変更であって、具体的な手法の変更にとどまるもの
- エ 情報管理措置の水準を向上させる変更

（2）変更の届出の記載内容及び留意事項

- 届出に当たっては、次の表に掲げる事項を記載した変更届を提出すること（規則第 23 条第 1 項及び第 24 条第 1 項）。

図表 22 変更届の記載内容

法第 22 条各号に掲げる事項の変更の届出内容	児童対象性暴力等対処規程等の変更の届出内容
届出年月日	届出年月日
民間教育保育等事業者について、 ・氏名又は名称 ・住所又は所在地 ・代表者の氏名（法人の場合）	民間教育保育等事業者について、 ・氏名又は名称 ・住所又は所在地 ・代表者の氏名（法人の場合）
認定等事業について、 ・概要 ・いずれの民間教育保育等事業に該当するかの別	認定等事業について、 ・概要 ・いずれの民間教育保育等事業に該当するかの別
変更事項及び理由	変更の内容及び理由（変更の内容については、新旧の対照を明示すること。）
変更年月日	変更後の児童対象性暴力等対処規程又は情報管理規程の実施予定日

- 届出の方法及び留意点は次の①から⑤までに掲げるとおり。
 - ① 手続は、原則としてこども性暴力防止法関連システムを介してオンラインで行うこと（規則第 23 条第 3 項（第 24 条第 2 項において準用する場合を含む。））
※ 具体的なこども性暴力防止法関連システムを介した手続方法や必要な様式等は、別途マニュアルにおいて示す。
 - ② 共同認定である場合には、民間教育保育等事業者及び事業運営者の両方が内容を確認・合意した上で届け出ること（規則第 23 条第 4 項（第 24 条第 2 項において準用する場合を含む。））
 - ③ （法第 22 条各号に掲げる事項の変更の場合）変更年月日の 2 週間前までに届け出ること
 - ④ （法第 22 条各号に掲げる事項の変更の場合）認定申請時の添付書類に更新がある場合には、併せて添付すること（規則第 23 条第 2 項）
 - ⑤ （法第 22 条各号に掲げる事項の変更の場合）いずれの民間教育保育等事業に該当するかの別を変更する場合には、認定等事業が全く別のものになることから、事業の廃止の届出（本章「8. 廃止の届出（法第 31 条関係）」参照）を行うとともに、新たに認定等の申請を行うこと

- こども家庭庁は、法第 22 条各号に掲げる事項を変更する旨の届出があったときは、遅滞なく、その旨をこども家庭庁のウェブサイトに公表する（法第 24 条第 2 項）。
- 届け出られた変更内容によって、認定等の基準を満たさなくなると認められる場合は、報告徴収（法第 29 条）等を通じて事実確認を行った上で、適合命令（法第 30 条）等の監督措置を行うこととなる（「IX. 監督等」参照）。

7. 犯罪事実確認完了の届出（法第 26 条関係）

法第 26 条

(犯罪事実確認義務等)

第二十六条 (略)

2・3 (略)

4 認定事業者等は、前項の犯罪事実確認が完了したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出るものとする。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受けたときは、当該認定事業者等が法定の期間内に認定等事業に従事する全ての教育保育等従事者について犯罪事実確認を行った旨をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

6・7 (略)

規則第 27 条

(法第二十六条第四項の届出事項等)

第二十七条 法第二十六条第四項の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出することにより行うものとする。

- 一 認定事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 認定等事業の概要及び民間教育保育等事業の区分
 - 三 全ての認定時現職者（法第二十六条第一項に規定する認定時現職者をいう。第二十九条及び第三十二条において同じ。）の犯罪事実確認が完了した年月日
- 2 第二十三条第三項及び第四項の規定は、前項の届出について準用する。

- 認定事業者等は、全ての認定時現職者の犯罪事実確認が完了したときは、その旨を子ども家庭庁に届け出なければならない（法第 26 条第 4 項）。
- 届出に当たっては、次のアからエまでに掲げる事項を記載した完了届を提出すること（規則第 27 条）。
 - ア 届出年月日
 - イ 認定事業者等の次の（ア）から（ウ）までに掲げる情報
 - （ア）氏名又は名称
 - （イ）住所又は所在地
 - （ウ）代表者の氏名（法人の場合）
 - ウ 認定等事業の次の（ア）から（ウ）までに掲げる情報
 - （ア）概要
 - （イ）民間教育保育等事業の種別
 - （ウ）連絡先
 - エ 全ての認定時現職者の犯罪事実確認が完了した年月日並びに次の（ア）及び（イ）に掲げる情報

- (ア) 犯罪事実確認を完了した認定時現職者の人数
- (イ) 犯罪事実確認を完了した認定時現職者の一覧（氏名、犯罪事実確認書の文書番号※添付資料として別紙とすることも可）

○ 届出の方法及び留意点は、次の①及び②に掲げるとおり。

- ① 手続は、原則としてこども性暴力防止法関連システムを介してオンラインで行うこと（規則第27条第2項において準用する第23条第3項）
※ 具体的なこども性暴力防止法関連システムを介した手続方法や必要な様式等は、別途マニュアルにおいて示す。
- ② 共同認定である場合には、民間教育保育等事業者及び事業運営者の両方が内容を確認・合意した上で届け出ること（規則第27条第2項において準用する第23条第4項）

○ こども家庭庁は、当該届出を受けたときは、当該認定事業者等が、法定の期間内に認定等事業に従事する全ての教育保育等従事者について犯罪事実確認を行った旨を、こども家庭庁のウェブサイトに公表する（法第26条第5項）。

8. 廃止の届出（法第31条関係）

法第31条

(廃止の届出)

第三十一条 認定事業者等は、認定等事業を廃止するときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨及び廃止しようとする日（以下この条において「廃止の日」という。）を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、その旨及び廃止の日をインターネットの利用その他の方法により、公表しなければならない。
- 3 認定等は、廃止の日として第一項の規定により届け出られた日以後は、その効力を失う。

規則第30条

(法第三十一条第一項の届出)

第三十条 法第三十一条第一項の規定による届出は、次に掲げる場合に行うものとする。

- 一 認定等に係る民間教育保育等事業を廃止することとした場合
- 二 認定事業者等が認定等について辞退する場合
- 三 認定事業者等が行う認定等に係る民間教育事業が法第二条第五項第三号の要件を満たさなくなる場合
- 2 前項の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出することにより行うものとする。
 - 一 認定事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 廃止しようとする認定等事業の概要及び民間教育保育等事業の区分
 - 三 廃止の理由
 - 四 廃止しようとする年月日 3 第二十三条第三項及び第四項の規定は、第一項の届出について準用する。
- 3 第二十三条第三項及び第四項の規定は、第一項の届出について準用する。

（1）廃止の届出が必要となる場合

- 認定事業者等は、認定等事業を廃止するときは、あらかじめ、その旨及び廃止しようとする日（以下「廃止の日」という。）をこども家庭庁に届け出なければならない（法第31条第1項）。
- 「認定等事業を廃止するとき」とは、次のアからウまでに掲げるときをいう（規則第30条第1項）。
 - ア 認定等の対象となっている民間教育保育等事業そのものを廃止する場合
 - イ 認定等の対象となっている民間教育保育等事業は継続するが、これ以上認定等を受けることを希望しない場合
 - ウ 認定等の対象となっている民間教育事業について、当該事業の要件（法第2条第5項第3号イからニまで）を満たさなくなる場合（例：事業体制の変更により技芸又は知識の教授を行う者の人数が1人になる場合など）

(2) 廃止の届出の記載内容及び留意事項

- 届出に当たっては、変更年月日の2週間前までに、次のアからオまでに掲げる事項を記載した廃止届を提出すること（規則第30条第2項）。
 - ア 届出年月日
 - イ 認定事業者等の情報
 - (ア) 氏名又は名称
 - (イ) 住所又は所在地
 - (ウ) 代表者の氏名（法人の場合）
 - (エ) 連絡先
 - ウ 廃止しようとする認定等事業の情報
 - (ア) 概要
 - (イ) 民間教育保育等事業の種別
 - (ウ) 届出事由（次の3点から選択）
 - ・ 民間教育保育等事業そのものを廃止する場合
 - ・ 認定対象となっている民間教育保育等事業は継続するが、これ以上認定を受けることを希望しない場合
 - ・ 認定を受けている民間教育事業について法第2条第5項第3号イからニまでの要件を満たさなくなる場合
 - エ 廃止理由
 - オ 廃止年月日
-
- 届出の方法及び留意点は次の①から③までに掲げるとおり。
 - ① 手続は、原則としてこども性暴力防止法関連システムを介してオンラインで行うこと（規則第30条第3項において準用する第23条第3項）
※ 具体的なこども性暴力防止法関連システムを介した手続方法や必要な様式等は、別途マニュアルにおいて示す。
 - ② 共同認定である場合には、民間教育保育等事業者及び事業運営者の両方が内容を確認・合意した上で届け出ること（規則第30条第3項において準用する第23条第4項）
 - ③ 廃止年月日の2週間前までに届け出ること
-
- こども家庭庁は、当該届出を受けたときは、遅滞なく、その旨及び廃止の日をこども家庭庁のウェブサイトに公表する（法第31条第2項）。また、届出事由のうち、「認定対象となっている民間教育保育等事業は継続するが、これ以上認定を受けることを希望しない場合」又は「認定を受けている民間教育事業について法第2条第5項第3号イからニまでの要件を満たさなくなる場合」を選択した場合は、「事業そのものが廃止されるような誤解を生まないために「※ 事業そのものが廃止となるわけではない。」という旨を追記して公表する。」

- 認定等の取消事由に該当している認定事業者等であって、取消しを免れるために不適切に廃止の届出を行おうとしたことが判明した者については、廃止ではなく、認定等の取消しが行われ、欠格事由に該当することとなる。

9. 認定等の取消し等（法第32条関係）

法第32条

(認定等の取消し等)

第三十二条 内閣総理大臣は、認定事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、認定等を取り消すものとする。

- 一 偽りその他不正の手段により認定等を受けたとき。
 - 二 第二十条第二項第二号又は第三号（これらの規定を第二十一条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる者に該当することとなったとき。
 - 三 第二十六条第一項から第三項まで又は第六項の規定に違反して犯罪事実確認を行っていないとき。
 - 四 第三十条の規定による命令に違反したとき。
- 2 内閣総理大臣は、認定事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、認定等を取り消すことができる。
- 一 民間教育保育等事業者又は事業運営者に該当しなくなったとき。
 - 二 認定等事業を行っていないと認めるとき。
 - 三 第二十条第一項各号（第二十一条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。
 - 四 第二十四条第一項若しくは第三項、第二十五条、第二十八条又は前条第一項の規定に違反したとき。
 - 五 第二十七条第一項又は同条第二項において準用する第十二条若しくは第十三条の規定に違反したとき（第二十七条第一項の規定の違反にあっては、同条第二項において準用する第十三条の内閣府令で定める事態が生じた場合に限る。）。
 - 六 第二十九条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 3 内閣総理大臣は、前二項の規定による認定等の取消しをしたときは、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（1）認定等の取消し

- 法第32条第1項においては、こども家庭庁は、認定事業者等が次のアからエまでに掲げる場合のいずれかに該当するときは、認定等を取り消すこととしている。
 - ア 偽りその他不正の手段により認定等を受けたとき
 - イ 認定等の欠格事由に該当することとなったとき
 - ウ 必要な犯罪事実確認を行っていないとき
 - エ こども家庭庁による適合命令又は是正命令に違反したとき
- 同項が適用される具体的事例については、次の表のとおり。

図表 23 認定等が必ず取り消されるケースの具体例（法第32条第1項各号関係）

認定等が必ず取り消されるケース	具体例
偽りその他不正の手段により認定等を受けたとき	認定申請の要件を満たすために、本来事業に携わっていない人物の名義貸しを受けていた
認定等の欠格事由に該当することとなったとき	異なる事業者で認定取消しを受けた事業の役員が、自らの認定事業者の役員に就任した
必要な犯罪事実確認を行っていないとき	一部の新規採用者について、犯罪事実確認を行わなかった
こども家庭庁による適合命令又は是正命令に違反したとき	従事者に対して研修を受講させていないことについて、こども家庭庁からのは是正命令に従わず、期限までに改善が図られなかった

○ また、法第32条第2項においては、こども家庭庁は、認定事業者等が次の（ア）から（コ）までに掲げる場合のいずれかに該当するときは、認定等を取り消すことができるとしている。直ちに取消しとなるか否かについては、事案の重大性や悪質性、故意の有無、過失の程度、違反状態の継続期間、過去にも同じ違反状態を繰り返しているか否か等を総合的に勘案した上で判断される。このため、軽微な違反・過失に基づく違反等については、まずは行政指導等が行われる。

- (ア) 民間教育保育等事業者又は事業運営者に該当しなくなったとき
- (イ) 認定等事業を行っていないと認めるとき
- (ウ) 認定基準に適合しなくなったとき
- (エ) 変更・廃止の届出に係る規定に違反したとき
- (オ) 児童対象性暴力等対処規程を遵守しなかったとき
- (カ) 帳簿の備付け、定期報告の提出に係る規定に違反したとき
- (キ) 犯罪事実確認記録等を適正に管理しなかったとき
- (ク) 犯罪事実確認記録等の不適切な目的外利用又は第三者提供を行ったとき
- (ケ) 犯罪事実確認書に記載された情報の漏えい等の報告に係る規定に違反したとき
- (コ) こども家庭庁の報告徴収・立入検査に適切に対応しなかったとき

○ 同項が適用される具体的な事例については次の表のとおり。

図表 24 認定等が取り消され得るケースの具体例（法第32条第2項各号関係）

認定等が取り消され得るケース	具体例
民間教育保育等事業者又は事業運営者に該当しなくなったとき	民間教育保育等事業者又は事業運営者としての定義要件を満たしていない（例：民間教育事業において、従事者が2名である状態が継続した）にもかかわらず、廃止の届出等を行わなかった
認定基準に適合しなくなったとき	相談窓口の担当者が退職したにもかかわらず、次の相談窓口の担当者を任命せず、不在の間が継続した

認定等が取り消され得るケース	具体例
児童対象性暴力等対処規程を遵守しなかったとき	児童対象性暴力等のおそれがあったにもかかわらず、児童対象性暴力等対処規程に沿わず、調査等を行わなかった
犯罪事実確認記録等の不適切な目的外利用又は第三者提供を行ったとき	法に定める例外（刑事手続・捜査への協力等）ではない形で、犯罪事実確認書を第三者に提供した
犯罪事実確認書に記載された情報の漏えい等の報告に係る規定に違反したとき	犯罪事実確認書に記載された情報が漏えいしたにもかかわらず、適切な報告を行わなかった
こども家庭庁の報告徴収・立入検査に適切に対応しなかったとき	こども家庭庁の求めに対し、虚偽の報告や資料提出を行っていた

（2）認定等の取消しの公表

- 認定等の取消しをしたときは、こども家庭庁はその旨をこども家庭庁のウェブサイトで公表する（法第32条第3項）。
- 認定事業者等が犯罪事実確認義務違反を理由として認定等を取り消された場合は、次のアからカまでに掲げる事項を公表する。
 - ア 犯罪事実確認実施者等の次の情報
 - (ア) 氏名又は名称
 - (イ) 住所又は所在地
 - (ウ) 代表者の氏名（法人の場合）
 - イ 違反のあった事業所の名称及び所在地
 - ウ 違反のあった対象事業種別（民間教育事業、認可外保育事業等の別など）
- エ 違反条項
- オ 違反内容
- カ 違反に係る対象業務従事者の数

V. 安全確保措置（早期把握、相談、調査、保護・支援、研修）

1. 総則

- 法第3条第1項に定めるとおり、対象事業者は、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にあるものであり、児童等に対して当該役務を提供する業務を行う対象業務従事者による児童対象性暴力等の防止に努め、仮に児童対象性暴力等が行われた場合には児童等を適切に保護する責務を有する。
- このため、対象事業者においては、いわゆる初犯を含め、対象業務従事者による児童対象性暴力等を未然に防止するとともに、日頃より児童対象性暴力等が行われるおそれがないかどうかの把握に努め、児童対象性暴力等が疑われる場合等には、児童等の保護・支援や更なる児童対象性暴力等の防止のための措置を講じる必要がある。
- 本章では、児童対象性暴力等の未然防止・発生時対応等を適切に行うため、対象事業者が講ずべき措置として、次に掲げるものについて示す。
 - ・ 児童対象性暴力等の未然防止等のために日頃から講ずべき措置
 - ・ 児童対象性暴力等を把握するための措置
 - ・ 児童対象性暴力等が疑われる場合等に講ずべき措置

（1）法により求められる措置との関係

- 本章において示す措置と、法により対象事業者に求められる措置との関係は、次の表のとおり。

図表 25 本章において示す措置と、法により対象事業者に求められる措置との関係

本章において示す措置	法により対象事業者に求められる措置
2. 児童対象性暴力等の未然防止等のために日頃から講ずべき措置（p 118～128）	<ul style="list-style-type: none">・ 研修（法第8条及び第20条第1項第5号） ※ 次の措置は本ガイドラインにおいて示す事項<ul style="list-style-type: none">・ 服務規律等の整備・周知・ 施設・事業所環境の整備・ 児童等や保護者への教育・啓発
3. 児童対象性暴力等を把握するための措置（p 129～138）	<ul style="list-style-type: none">・ 早期把握（法第5条第1項及び第20条第1項第2号）・ 相談（第5条第2項及び第20条第1項第3号）
4. 児童対象性暴力等が疑われる場合等に講ずべき措置（p 139～160）	<ul style="list-style-type: none">・ 防止措置（法第6条及び第20条第4号イ）・ 調査（法第7条第1項及び第20条第1項第4号ロ）・ 保護及び支援（法第7条第2項及び第20条第1項第4号ハ）

（2）他の法令等との関係

- 法の対象となる児童対象性暴力等については、教員性暴力等防止法、児童福祉法等やこれらの法律に基づく指針においても、対象事業者に対し、一定の措置が求められている。

- 教員性暴力等防止法及び同法に基づく「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（令和4年3月18日文部科学大臣決定。以下「教員性暴力等防止指針」という。）との整合性については、学校については、教員性暴力等防止法で定められている早期把握、相談、調査、保護・支援、研修の措置や、既に学校で行うこととされている措置を講じていれば、当該措置と重複する内容については、基本的には法や本ガイドライン等で示す内容を満たし、同様の措置を講じる必要はないと考えられる。
- 同様に、保育所等についても、「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（令和5年3月27日付け子発0327第5号厚生労働省こども家庭局長通知。以下「保育士性暴力等防止基本指針」という。）で求められている措置が講じられている場合には、当該措置と重複する内容については、同様の措置を講じる必要はないと考えられる。
- また、本章において示す措置を対象事業者が講じる中で、教員性暴力等防止法、児童福祉法等で通報等の対象となる事実を把握した場合には、これらの法律に基づく適切な対応が求められることに留意する必要がある。
※ 調査における保育所・児童養護施設等に入所する児童等に対する性的虐待との関係については、本章「4. (3) ④ 調査等に当たっての関係法令との関係」参照。

(3) 横断指針との関係

- 本章は、「教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針」（令和7年4月こども家庭庁。以下「横断指針」という。）を参考としつつ、法の施行後に求められる取組や留意事項を記載している。
- 横断指針においては、より詳細な留意点や具体例等が示されており、添付資料の参考資料編及び取組事例集とともに、必要に応じ、本ガイドラインとあわせて参照することが望ましい。
 - ・ 参考資料編（行動規範・誓約書の文面例、相談体制・窓口に関する資料、相談窓口の周知広報資料、児童への性暴力又は不適切な行為が疑われた場合の対応例、聴き取りの対応例、保護者対応資料、子どもの権利に関する資料）
 - ・ 取組事例集（事業者による取組事例）

(4) 在校生等以外に対する児童対象性暴力等の取扱い

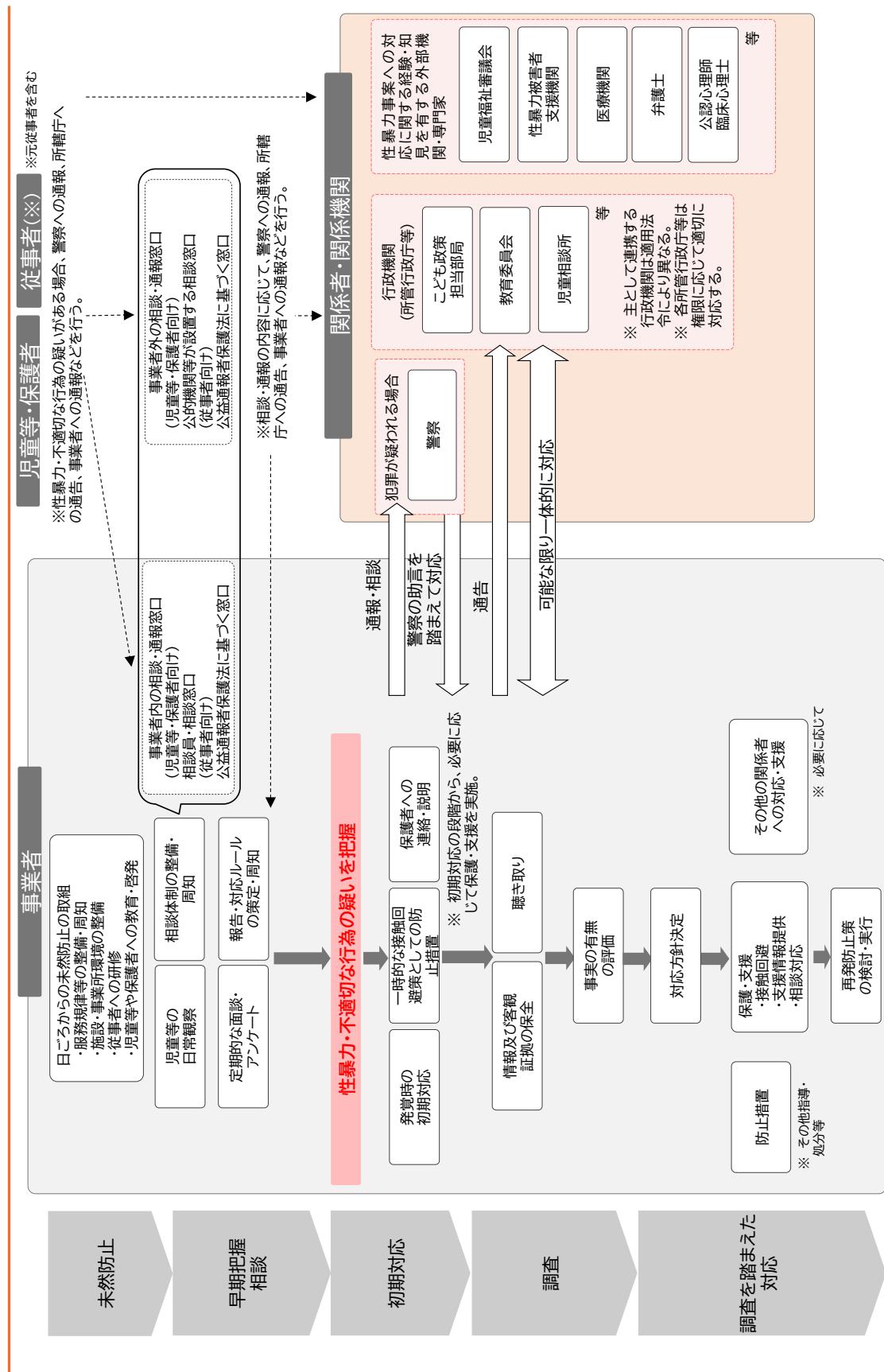
- 本章及び「VII. 安全確保措置（防止措置）」において、対象事業者が講ずべきと示す措置の対象は、現に当該対象事業者の事業所に在籍する児童等（以下「在校生等」という。）に対する児童対象性暴力等である。
- 一方、対象業務従事者が、過去に在籍した児童等、在校生等以外の児童等に対して、児童対象性暴力等を行ったことやその疑いを把握した場合には、厳密に言えば法の対象外ではありつつ、在

校生等の安全等の観点から、必要な事実確認等や、在校生等に対する児童対象性暴力等が行われていなかったか本人等に調査を行った上で、法第6条等の防止措置に準じ、就業規則に照らして懲戒等の対応を適切に行うことが望ましい。

(5) 法に基づく安全確保措置のフローの全体像

- 法に基づき、対象事業者が講すべき安全確保措置のフローの全体像は、次の図のとおり。本章では、図内の「未然防止」の段階で講すべき措置に関して、「2. 児童対象性暴力等の未然防止等のために日頃から講すべき措置」において、図内の「早期把握、相談」の段階で講すべき措置に関して、「3. 児童対象性暴力等を把握するための措置」において、図内の「初期対応」「調査」「調査を踏まえた対応」の段階で講すべき措置に関して、「4. 児童対象性暴力等が疑われる場合等に講すべき措置」において、それぞれ、事業者が講すべき措置及びその際の留意事項等を記載していく。

こども性暴力防止法に基づく安全確保措置のフロー（全体像）



2. 児童対象性暴力等の未然防止等のために日頃から講すべき措置（法第8条及び第20条第1項第5号関係）

法第8条及び第20条第1項第5号

(研修の実施)

第八条 学校設置者等は、児童対象性暴力等の防止に対する関心を高めるとともに、そのために取り組むべき事項に関する理解を深めるための研修を教員等に受講させなければならない。

(認定の基準等)

第二十条 内閣総理大臣は、認定の申請に係る前条第三項第二号の民間教育保育等事業及び同項第四号の業務の内容がそれぞれ民間教育保育等事業及び教育保育等従事者の業務に該当し、かつ、当該申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときでなければ、認定をしてはならない。

一～四 (略)

五 認定を受けようとする民間教育保育等事業者が、児童対象性暴力等の防止に対する関心を高めるとともに、そのために取り組むべき事項に関する理解を深めるための研修として内閣府令で定めるものを前条第三項第四号の業務に従事する者に受講させていること。

六 (略)

2 (略)

規則第19条

(認定等の基準)

第十九条 (略)

2 (略)

3 法第二十条第一項第五号（法第二十一条第三項において準用する場合を含む。第二十九条において同じ。）の内閣府令で定める研修は、次に掲げる事項を含み、かつ、座学と演習を組み合わせて行う研修とする。

一 教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止に関する基礎的事項（児童対象性暴力等が生じる要因及び子どもの権利に関する事項を含む。）

二 児童対象性暴力等及び児童対象性暴力等につながり得る不適切な行為の範囲

三 児童対象性暴力等及び児童対象性暴力等につながり得る不適切な行為の疑いを早期に把握するための措置

四 相談、報告等を踏まえた対応

五 被害児童等（児童対象性暴力等を受けたと認定事業者等が認める児童等をいう。）の保護及び支援

六 犯罪事実確認において教育保育等従事者に求められる対応

七 防止措置に係る基礎的事項

八 厳格な情報管理の必要性

- 対象業務従事者による児童対象性暴力等を未然に防止するとともに、児童対象性暴力等が行われた疑いを把握した場合に対象事業者が適切に対応できるようにするために、対象事業者にお

いて、性暴力を決して許さないという姿勢を内外に明確に示し、日頃から必要な措置を講じることが重要である。

- 具体的には、対象事業者において、次の（1）から（4）までに掲げる事項を実施することが必要である。
 - (1) 服務規律等の整備・周知
 - (2) 施設・事業所環境の整備
 - (3) 対象業務従事者に対する研修
 - (4) 児童等や保護者への教育・啓発

(1) 服務規律等の整備・周知

- 児童対象性暴力等及び「不適切な行為」の範囲及び事実評価のプロセスについて明確にしておくことは、適切な事実確認や、それに基づく妥当な判断・処分を行い、児童等の保護・労働者保護の両方につなげていく上で必要である。
- このため、各対象事業者においては、事前に服務規律等を定めた文書等において、これらを明確化した上で、対象業務従事者並びに児童等及びその保護者に対して、周知する必要がある。
- 具体的には、対象業務従事者については内部規程（就業規則等）やマニュアル等、児童等及び保護者については入学・入園時に交付する資料等により、次に掲げる事項等を明確化するとともに、法第8条等に基づく対象業務従事者に対する研修（本節「(3) 対象業務従事者に対する研修」参照）や児童等や保護者への教育・啓発（本節「(4) 児童等や保護者への教育・啓発」参照）といった取組を通じ、周知することが必要である。
 - ・ 児童対象性暴力等及び「不適切な行為」の範囲
 - ・ これらの行為を行ってはならないこと
 - ・ これらの行為を行った者については厳正に対処すること

(2) 施設・事業所環境の整備

① 施設・事業所環境整備の重要性

- 児童対象性暴力等を未然に防止する観点から、他の児童等や対象業務従事者の目が行き届きにくい環境を可能な限り減らしていくことや、「性暴力を許さない」などの意識を啓発するような環境を整備することが重要である。
- このため、対象事業者においては、施設等で複数の目が行き届くような体制を整備することが重要であり、ハード面（物理的環境の見直しによる密室状態の回避、児童対象性暴力等や「不適切な行為」を抑止する掲示等）及びソフト面（巡回の実施・強化、複数の教員等での児童等の見守り等）の両面から、施設・事業所環境を整備する必要がある。担任だけではなく複数の教員等で見守ることは、児童対象性暴力等の早期把握のためにも有効である。

- また、児童対象性暴力等の未然防止のためには、防犯カメラ等（防犯カメラ（常設型・可搬型）、人感センサー、送迎車内も撮影できるドライブレコーダー等）を活用すること、巡回を実施・強化すること、従事者間で死角となりやすい場所等について議論して意識を高めること、児童等から死角となりやすい場所等に関する意見を募ること等が有効である。

② 防犯カメラ等の活用に関する留意点

- 防犯カメラ等は、児童対象性暴力等の防止の観点から、次のような点で有効であると考えられる。
 - ・ 児童対象性暴力等の発生の抑止力となること
 - ・ 異常の早期検知が容易になること
 - ・ 児童対象性暴力等の疑いが生じた場合の事実確認の際、加害の事実がある場合にもない場合にもその証明となり、児童等・対象業務従事者の双方をトラブルから守ること
 - ・ 児童対象性暴力等が発生した際の証拠となり得ることから、被害申告を促す効果が考えられること
- その具体的な設置場所としては、例えば、目が行き届きにくい、死角となりやすい場所や、面談室など児童等と一対一にならざるを得ない場所等が考えられる。
- 設置・運用に当たっては、個人のプライバシー、児童等への心理的な影響、現場の萎縮（教育内容など）、目的外利用の禁止といった観点にも配慮しながら、関係者間で丁寧な議論を行った上で、必要な運用ルールについて合意しておくことが重要である（例：児童対象性暴力等が行われた疑いがある場合に限って、録画又は録音内容の確認を行うなど）。
- 特に、施設内での防犯カメラの映像は、業務上必要な範囲に限って利用することとし、私用端末は録画又は録音には使用しないこと、不必要な複写や加工は行わないこと、映像の共有範囲を適切に限定することが必要である。個人情報に該当するデータについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）に則って適切に管理される必要がある。
- ※ インターネットに接続されたカメラ等の情報セキュリティの向上については、「ネットワークカメラシステムにおける情報セキュリティ対策要件チェックリスト」（平成 30 年 3 月 30 日独立行政法人情報処理推進機構特定用途機器情報セキュリティ対策検討委員会）を適宜参照すること。
- また、面談室など児童等と一対一になる場合の記録のための録画又は録音については、次に掲げる対応が必要である。
 - ・ 児童等の心理的障壁等の観点から業務の性質上支障がない場合、かつ、児童等や保護者の意向を丁寧に把握した上で、その同意が得られた場合にのみ行うこと。相談の際の防犯カメ

ラ等の設置、録画等の要否の判断に当たっては、当該相談に対応するカウンセラー等の判断も尊重すること。

- ・ 防犯カメラ等を活用しない場合にも、その場で行われた会話等を最後に双方で確認するなど、トラブル防止のための対応を行うこと。

※ 同様に、児童養護施設等の生活の場においては、特に児童等のプライバシーに配慮し、意向聴取・同意取得等を丁寧に行った上で設置することが必要である。

○ 防犯カメラ等の設置に当たって、個人のプライバシー、現場の萎縮等に配慮するための工夫としては、次のような対応が挙げられる。

- ・ 撮影したデータは、何か事案が発生したときに検証するために用いることとし、何もなければ映像は見ない／非公開にする／一定期間の後に消去するなどのルールを設けること

※ 児童対象性暴力等は、発覚するまでに一定の期間を要することが多く、証拠保全の観点からは、管理に必要な負担も踏まえた上で、可能な限り長期間保存することが望ましい。

- ・ 責任者や管理職以外の者が、防犯カメラ等を操作することができないようすること
- ・ プライバシー保護の観点から撮影が難しい閉鎖的空間（例：児童の居室、トイレ、更衣室、浴室）については、その入口にカメラを設置し、その際、室内が映らないよう入退室のみを記録し、被害の疑いが生じた場合の検証に活用できるようにすること
- ・ 録画だけでなく、録音を行う場合には、より個人のプライバシーに配慮する必要があるため、同意取得等を含めて、丁寧な対応が求められること

○ 防犯カメラ等は、巡回や鍵の管理など様々な防犯対策のうちの一つであり、児童等のケガ・事故やトラブルなどの検証等の観点からも、事業の様態や現場の事情に応じて導入の検討がなされるものもある。各対象事業者においては、法の施行に伴い、防犯カメラ等の活用のメリットや留意点も踏まえつつ、対象児童等の発達段階や事業の性質などの事業の実情に応じて、設置・運用の在り方を検討することが望ましい。

（3）対象業務従事者に対する研修

○ 全ての対象業務従事者が、子どもの権利を理解し、児童対象性暴力等の加害の抑止や、児童対象性暴力等の疑いが生じた場合の対応に関する理解を深め、未然防止・早期発見等につなげることが重要である。

○ 特に、加害者の中には、「少し触っただけで大したことではない」「実は児童も喜んでいる・嫌がっていなかった」「児童が好意を寄せてきており、それに応えただけ」など、「認知の偏り」と呼ばれる一方的な思い込みに陥っている者もいることから、対象業務従事者が、「性暴力はどこでも起こり得るものだ」との意識を持ち、子どもの権利や性暴力の要因についての理解を深めることにより、加害者になることを未然に防ぐことも期待される。

○ このため、法第8条等に基づき、対象事業者は、児童対象性暴力等の防止に対する関心を高めるとともに、そのために取り組むべき事項に関する理解を深めるための研修を対象業務従事者に受講させなければならない。

① 研修事項

○ 研修事項は、次のアからクまでに掲げる内容を含むものとし、座学と演習を組み合わせたものとする。なお、座学と演習は、必ずしも同日に行う必要はないが、いずれも業務に従事する前に完了することが求められる。なお、キ及びクは、対象事業者が実施する措置に関する内容であるが、対象業務従事者の理解も重要であることに鑑み、研修事項に含むこととしている。

ア 対象業務従事者による児童対象性暴力等の防止に関する基礎的事項（児童対象性暴力等が生じる要因、子どもの権利等）

- ・ 孫どもの権利についての理解（一人の人間として人権を持つこと、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利があること、子どもの同意があったと主張して児童対象性暴力等を正当化することは子どもの意見を尊重することには決してならないこと等）
- ・ 法の概要（趣旨、対象事業者等）
- ・ 児童等に対する性暴力の特性（被害の深刻さ、被害の発見・開示のしづらさ、被害の相談・開示までのプロセス等）
- ・ 加害者個人に起因する要因（「認知の偏り」、「性的手なづけ（グルーミング）」等）・環境に起因する要因（支配性を有する立場等）

イ 児童対象性暴力等及び「不適切な行為」の範囲

- ・ 児童対象性暴力等には、わいせつな言動、盗撮等が含まれること
- ・ 児童対象性暴力等につながり得る「不適切な行為」は、各事業者においてルールを設定し、関係者で認識を共有することが重要であること

ウ 児童対象性暴力等及び「不適切な行為」の疑いの早期発見

- ・ 日常観察及び面談・アンケートの留意点

エ 相談、報告等を踏まえた対応

- ・ 被害等の相談を受けた際の心構え・対応の留意点（寄り添い、二次被害・記憶の汚染の防止等）
- ・ 対象業務従事者が行う具体的な対応の流れ（疑い段階から重く受け止めて、ルールに則って速やかに報告すること等）
- ・ 対象事業者が行う具体的な対応の流れ（事実確認からおそれの判断・対応の決定まで）

オ 被害児童等の保護・支援

- ・ 被害児童等・保護者への真摯な対応
- ・ 見守り・寄り添い等の例

カ 犯罪事実確認において対象業務従事者に求められる対応

- ・ 犯罪事実確認の手続の全体像
- ・ 対象業務従事者に求められる対応

キ 防止措置の基礎的事項

- ・ おそれがあると認められる場合
- ・ 防止措置の内容

ク 厳格な情報管理の必要性

- ・ 対象事業者に課せられる情報管理措置の内容（性犯罪歴に関する適切な情報の取扱い等）

○ 演習については、次のアからウまでに掲げる事項を満たすものとする。

ア 目標

- ・ こどもに接する具体的場面での適切な対応が、理解・イメージできるようになること。

イ 方法

- ・ 加害者が陥りやすい「認知の偏り」と呼ばれる一方的な思い込みをシミュレートする、児童対象性暴力等・「不適切な行為」の疑い等が生じた際に実際に取るべき行動をシミュレートするなど、「自分ごと」として、受講者1人1人が実践的に考える機会を設けること。

ウ 内容

- ・ 次の（ア）及び（イ）の内容を必ず含むこと。

（ア） 「不適切な行為」の具体的な内容を理解させるものであること

（イ） 児童対象性暴力等・「不適切な行為」の疑いが生じた際に取るべき行動（こども・保護者から相談を受けた時、他の従事者から相談を受けた時）をシミュレートすること

○ また、演習を行う際には、次に掲げる事項を実施することが望ましい。

- ・ 各事業者において、事業内容に応じた演習内容とすること
- ・ 演習等を通じて、対象事業者内でのルール、対応体制、環境（死角のある場所）等の見直しに活かすこと

【例】現場で適切か否かの判断が難しい「身体接触」の方法について、現場の対象業務従事者が悩みや認識を共有しながら、対象業務従事者から児童等への児童対象性暴力等が生じ得るという前提に基づいた適切な対応や支援の在り方を、個別具体的に考えていく など

② 研修の実施方法

ア 実施主体

- 研修については、その実施主体は問わない。制度の対象事業者・対象業務従事者が多様であることを踏まえ、業界団体や対象事業者において、事業の特性や、児童等の発達段階・特性に応じて工夫された研修が実施されることが望ましい。
- 複数の業界団体による合同開催や、業界団体による別研修（虐待対応等）との組合せ開催等も考えられる。
- 対象事業者においては、自ら研修を実施しない場合であっても、対象業務従事者が研修を受講したことを確認しなければならない。

イ 受講時期

- 研修は、原則として、児童等に接する業務に従事する前に受講させる必要があり、学校設置者等の施行時現職者については、原則として、施行前に研修を受講させる必要がある。
- 認定事業者等については、法第 20 条第 1 項第 5 号において、認定時現職者に研修を受講させていることを要件としているため、認定等の申請時に、当該研修の受講を証する書類（研修実施計画書、事業者内の研修のお知らせ等）を提出する必要がある。
- また、研修は、次のような観点から、1回限りとするのではなく、定期的に受講されること、日常的な取組の中に組み込むこと等が望ましい。
 - ・ 「自分ごと」として実際に行動できるようにしていくためには、定期的な研修により意識を醸成・定着させることが重要であること
 - ・ 対象事業者のルール（就業規則、「不適切な行為」の範囲等）の更新を踏まえて、定期的に知識のアップデートを行うことが必要であること
 - ・ 死角の場所、「不適切な行為」等の判断に迷う事例等について、日々のミーティング等で積極的に振り返り、対応を検討することにより、無理なく効果的に意識の醸成・定着が図られること

ウ 研修方法

- 研修は、座学及び演習を受講することが必要であり、次の（ア）から（ウ）までのいずれかの方法によることとする。
 - (ア) 標準研修

対象業務従事者が児童等と接する業務に従事するに当たり、理解しておくことが望ましい標準的な内容を網羅できるよう、こども家庭庁が作成した研修動画（標準動画）を用いた研修
 - (イ) 要点研修

対象業務従事者が児童等と接する業務に従事するに当たり、理解しておくことが最低限必要な内容を網羅できるよう、こども家庭庁が作成した研修動画（要点動画）を用いた研修

(ウ) 独自研修

業界団体・対象事業者が独自に実施する研修であって、①に記載の研修事項を満たす座学及び演習が行われるもの

- 標準研修は、対象業務従事者が理解しておくべき標準的な内容を含むものであるため、原則として、対象業務従事者は標準研修を受講すること。特に、期間の定めのない労働者を始め、中長期での従事が予定される者については、こども家庭庁の作成する研修教材を用いる場合、標準研修を受講することを想定している。
- 不定期・短期間で従事する者等、標準研修の受講が直ちに困難である者については、要点研修を受講することを可能とする。
- 標準動画及び要点動画には、演習用の課題・内容を含むため、動画視聴を通じた個人単位の演習とすることも可能であるが、特に標準研修においては、可能な限り集団での演習を行い、対話等を通じて、気づきや考えを深めることが重要である。
- また、業界団体や対象事業者において、事業の特性や、児童等の発達段階・特性に応じて工夫された独自研修が実施されることも考えられる。標準研修や要点研修と独自研修は択一的な関係にあるものではなく、標準研修又は要点研修を実施した後に、独自研修で追加的・補足的事項を取り扱う等の工夫も可能である。また、「研修」という形式をとらずとも、日々の振り返り等の中で、業務上気になった点等を対象業務従事者間で議論すること等も有効である。

エ その他の留意点

- 研修の実施に当たっては、第三者性の確保の観点から、専門的な知見を有する外部有識者等による講義や研修教材の監修を受けること等が望ましい。
- 法第8条等に基づく研修を実施するに当たっては、教員性暴力等防止法に基づく研修等の他の研修において重複する内容を扱っている場合については、省略することを可能とする。
- 研修は、対象事業者が対象業務従事者に必ず受講させが必要なものであることから、対象事業者においては、研修時間は労働時間に含まれることに留意する必要がある。

(4) 児童等や保護者への教育・啓発

① 児童等への教育・啓発

ア 児童等への教育・啓発の重要性

- 児童等は、発達段階、特性等により、性暴力被害を受けたと認識することができない場合があるため、それに乘じて加害が行われやすくなったり、被害の発見が遅れたり、見逃されたりしている事案が生じていると考えられる。
- このため、児童等が児童対象性暴力等の被害者や傍観者にならないような教育・啓発を、児童等の発達段階等に応じて行うことが重要である（詳細は横断指針 p.24～27 参照）。

イ 児童等が知るべき内容

- 児童等が、子どもの権利や性に関するルールについて知ることは、被害の未然防止や、方が一被害を受けた時の早期発見等につながると考えられ、こうした内容については、様々な機会を通じて繰り返し、発信していくべきものと考えられる。
- 児童等が知るべき内容の例としては、次の(ア)及び(イ)のようなものが考えられる。

(ア) 子どもの権利

- 子どもの権利とは、誰かに支配されるのではなく、子ども自身が自分自身の人生を自分らしく生きるということであり、児童等に、自分のことは自分で決めていいこと、自分の意見を言つていいこと、自分が嫌な時は嫌だと言つていいことを伝えることが重要である。子どもの権利を学び、児童等が、自分自身が大切な存在であることを知ることで、危険な状況になったときに「嫌」という感覚を持つことや、それを表明することができるようになりやすくなると考えられる。

(イ) 性に関するルール

- 児童等に対しては、次に掲げること等を伝えることが重要である。
 - ・ 「プライベートゾーン（水着で隠れる身体部分と口。自分だけの大切な場所）」を他の人に見せたり触らせたりしないこと
 - ・ 他の人のプライベートゾーンを見たり触ったりしてはいけないこと
 - ・ それぞれの性の違いを認識し、互いの考え方や気持ちを尊重すること
 - ・ 性的な言動で他の人を不愉快にしてはいけないこと
 - ・ 相手を従わせたり、嫌がることをしたりしないこと
 - ・ 人と人との間には安心・安全な距離があり、その境目を「境界線」と呼ぶこと
 - ・ 自分と人の境界線を大切にすることは、みんなが安心・安全に暮らすために必要なこと

- また、児童対象性暴力等や「不適切な行為」に関する各対象事業者のルールを周知し、どのような行為について気を付けるべきか共通認識を得ておくことが重要である。

ウ 児童等への教育・啓発に当たっての留意点

- 各対象事業者においては、児童等の発達段階・特性や事業の特性に応じて、文部科学省が学校教育において推進している「生命（いのち）の安全教育」の教材等も活用しながら、子どもの権利や性に関するルール、各事業における「不適切な行為」等について、児童等への教育・啓発を行う必要がある。
- 特に、学校、保育施設等については、既に教員性暴力等防止指針及び保育士性暴力等防止基本指針に基づき、こうした教育・啓発を行うべきことが位置付けられており、また、通園・通学する児童等が多いことから、こうした教育・啓発を行う中心的施設となると考えられる。
- その際、児童等への相談窓口の周知やアンケートの実施等にあわせて教育・啓発を行うなど、日々の教育、保育活動の中で取り組むことが望ましい。
- このほか、児童等の発達段階に応じて、次の（ア）から（ウ）までに掲げる事項を伝えておくことも有効である。
 - (ア) 身近な人からの性加害が多く、誰でも性被害に遭うリスクがあること
 - (イ) 性的なことについてうわさを立てることは、被害者の心を傷つけ、二次的な被害を与えることであり、うわさを立てたり拡げたりしてはならないこと
 - (ウ) こうしたことは、被害者だけでなく、（もしかしたら将来被害に遭うかもしれない）自分や友人を守ることにもつながること

② 保護者に対する周知・啓発

ア 保護者に対する周知・啓発の重要性

- 保護者は、日頃から教育、保育等の現場と一体となって児童等の成長を見守る重要な役割を担っていることから、法に基づく教育、保育等の現場の取組について理解を求めることが必要である。
- また、児童等が児童対象性暴力等の被害を受けた場合に、その保護者は、児童等から被害の開示を受けるとともに、児童等の回復を支える最も身近な存在として、適切な対応を取ることが期待される立場にある。一方、児童等とともに保護者も大きな精神的ダメージを受けるため、混乱したまま対応してしまうことがある。
- このため、保護者に対しても、法における犯罪事実確認その他の安全確保措置等の仕組みや、これに基づく教育、保育等の現場における取組（定期的なアンケート・面談の実施など）を理解してもらうとともに、児童等のケアの観点から、性暴力とは何かということや、児童

等が被害にあった場合の対応、子どもの権利等について知識を身に付けてもらうことが重要である。

イ 保護者に対する周知・啓発に当たっての留意点

- 保護者説明会の際や日々の取組（相談窓口の周知の際など）の中で、適切に周知・啓発を行うことが望ましい（詳細は横断指針 p. 27、28 参照）。
- 特に、「不適切な行為」については、事業内容等に応じてその範囲が異なり得るものであることから、児童等・保護者・従事者が共通認識を持つことがトラブル防止の観点から非常に重要となる。このため、ルール作りの際に保護者にも意見を照会したり、定期的に周知したりすることが望ましい。
- また、被害の早期把握においては、保護者の気づきも重要なきっかけとなるものであり、本章「3. 児童対象性暴力等を把握するための措置（法第5条、第20条第1項第2号及び第3号関係）」も参照しながら、児童等の様子が気になる際や、児童等から気になる発言を聞いた際の相談先を明確に設定して周知すること、相談を行うことへの保護者の心理的ハードルを下げるための工夫を行うことも重要である。
- 犯罪事実確認の結果や児童対象性暴力等の疑い等に関する情報については、個人の重要なプライバシーにかかわるものであり、これに関するうわさが生じた場合には、当該児童等を大きく傷つけたり（二次被害）、当該従事者の利益を大きく損なったりするだけでなく、本制度の信頼を失墜させ、制度そのものが有効に機能しないおそれが生じることとなる。
- このため、保護者に対して、うわさを立てたり広めたりしないよう、丁寧に周知し、協力を呼び掛けることが重要である。
- また、対象事業者が児童対象性暴力等の疑いに関する調査を行っている際などに、その時点で被害を受けた疑いのある児童等の保護者以外の保護者がうわさ等を根拠に対象事業者に過度に説明を求めるようなことは、対象事業者としての性暴力の防止のための措置に、かえって遅れや混乱、児童等・保護者への二次被害等を生じさせること等にもつながり得る。
- このため、何か事案が発生した場合の対応として、事後になったとしても可能な範囲で保護者への説明を行うことや、その時機については適切なタイミングとすることを、あらかじめ周知しておくことが考えられる。

3. 児童対象性暴力等を把握するための措置（法第5条、第20条第1項第2号及び第3号関係）

法第5条、第20条第1項第2号及び第3号

（児童対象性暴力等を把握するための措置）

第五条 学校設置者等は、児童等との面談その他の教員等による児童対象性暴力等が行われるおそれがないかどうかを早期に把握するための措置として内閣府令で定めるものを実施しなければならない。

2 学校設置者等は、教員等による児童対象性暴力等に関して児童等が容易に相談を行うことができるようするために必要な措置として内閣府令で定めるものを実施しなければならない。

第二十条 内閣総理大臣は、認定の申請に係る前条第三項第二号の民間教育保育等事業及び同項第四号の業務の内容がそれぞれ民間教育保育等事業及び教育保育等従事者の業務に該当し、かつ、当該申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときでなければ、認定をしてはならない。

一 (略)

二 認定を受けようとする民間教育保育等事業者が前条第三項第四号の業務に従事する者による児童対象性暴力等が行われるおそれがないかどうかを早期に把握するための措置として内閣府令で定めるものを実施していること。

三 認定を受けようとする民間教育保育等事業者が前条第三項第四号の業務に従事する者による児童対象性暴力等に関して児童等が容易に相談を行うことができるようるために必要な措置として内閣府令で定めるものを実施していること。

四～六 (略)

2 (略)

規則第8条及び第9条

（法第五条第一項等の内閣府令で定める措置）

第八条 法第五条第一項（法第十条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）及び第二十条第一項第二号（法第二十一条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の内閣府令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一 児童等の日常的な観察

二 児童等の発達段階及び特性並びに事業の特性に応じた定期的な面談又は質問票の使用

三 前二号に掲げる措置を通じて児童対象性暴力等（法第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下同じ。）の疑いを把握した場合における適切な報告その他の適切な対応を確保するために事業者が講すべき措置の具体的な内容及び手順の策定並びにこれらの教員等、認定等（法第二十二条に規定する認定等をいう。以下同じ。）に係る教育保育等従事者（法第二条第六項に規定する教育保育等従事者をいう。以下同じ。）、児童等及び児童等の保護者に対する周知（法第五条第二項等の内閣府令で定める措置）

第九条 法第五条第二項（法第十条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）及び第二十条第一項第三号（法第二十一条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の内閣府令で定め

るものは、次に掲げる措置とする。

- 一 事業者における児童対象性暴力等に係る相談員の選任又は相談窓口の設置並びにこれらの児童等及び児童等の保護者に対する周知
- 二 児童対象性暴力等に係る外部の相談窓口の児童等及び児童等の保護者に対する周知

- 児童対象性暴力等が行われた場合、児童等から被害を訴えることが難しいケースが多く、早期発見のためには、児童等の発するサインを理解することや、日常生活の観察、児童等との会話等により変化を察知することが有効である。
- また、定期的な面談・アンケート調査や、相談体制の整備・周知等により、児童等が被害を訴えやすい仕組みを整えること、児童対象性暴力等や「不適切な行為」の情報を把握した場合に、対象事業者の内外にいち早く報告するルールを設けて、対象業務従事者に分かりやすく周知することも有効である。
- このため、対象事業者においては、児童対象性暴力等を把握するため、法第5条第1項及び第2項に基づき、次の（1）及び（2）の措置を講じなければならない。
 - （1）児童等との面談その他の児童対象性暴力等のおそれを早期に把握するための措置
 - （2）児童対象性暴力等に関して児童等が容易に相談を行うことができるようにするための措置

(1) 児童等との面談その他の児童対象性暴力等のおそれを早期に把握するための措置

- 対象事業者においては、児童対象性暴力等のおそれの有無を早期に把握するため、次の①から③までに掲げる措置を講じる必要がある（規則第8条）。

 - ① 児童等に対する日常観察
 - ② 発達段階や特性に応じた児童等に対する定期的な面談・アンケート
 - ③ 適切な報告・対応ルールの策定・周知等

① 児童等に対する日常観察

- 児童対象性暴力等は、児童等から被害を訴えることが難しいケースが多いが、普段と異なる児童等の心身・行動の変化に従事者が気づくことにより、児童対象性暴力等の事実が判明することがある。
- このため、児童対象性暴力等の早期発見のためには、児童等の発するサインを理解することや、日常生活の観察、児童等との会話などを通じて、児童等の小さな変化や被害の兆候を見逃さないことが重要である。
- 対象事業者において、児童等に対する日常観察を実施するに当たっては、次に掲げる点に留意することが重要である（詳細は横断指針 p. 33、34 参照）。

- ・ 児童等の心身・行動に変化がないか日常的に観察すること。研修等においては、従事者が日常的に気にかけるべき児童等の変化に触れるこ
- ・ 多様な視点・観点から児童等の行動を見るために、かつ、児童等にとって最も身近な者（担任、コーチなど）が性暴力等を行っている可能性があることを踏まえ、可能な限り、複数名で観察すること
- ・ 日常観察等を通じて、児童等の心身・行動に変化、違和感等を覚えた場合は、児童等に積極的に声掛けを行い、対話につなげること
- ・ 児童等からすぐに被害が開示されないこともあることから、必要に応じて、声掛け等を継続すること
- ・ 従事者間で、気づきや意思、些細な違和感を共有しやすく、改善につなげやすい環境・雰囲気づくりを行うこと。また、従事者と児童等の間でも心理的に安全な環境・雰囲気づくりに努め、児童等から従事者に対し、気づきや意思、些細な違和感を共有しやすくすること

② 発達段階や特性に応じた児童等に対する定期的な面談・アンケート

- 児童等への定期的な面談・アンケートを行い、能動的に児童対象性暴力等やその予兆の早期把握につなげることが必要である。これにより、児童対象性暴力等に関する悩みを打ち明ける機会が常にあることを児童等に認識してもらうことができるほか、潜在的な加害行為のリスクのある者に対する抑制効果も期待される。
- 面談・アンケートの実施方法、調査項目、言葉づかい等については、児童等の発達段階や特性を踏まえて検討することが必要であり、次に掲げるような点に留意することが重要である（詳細は横断指針 p. 38～40 参照）。
 - ・ 児童等が未就学児の場合は、アンケートを行うことは一般に困難であることから、児童等の日常の観察・会話による早期発見が中心になると考えられること
 - ・ 例えは小学生など、児童等の発達段階によっては、面談・アンケートに先立って児童等に質問項目の説明を行うことや、児童等に対する教育・啓発や相談窓口の周知とあわせて実施することが有効と考えられること
 - ・ 障害児については、障害の種類や程度に応じて、障害児がアンケートの内容を理解し、回答しやすくする表現・方法を用いる等の工夫（例：視覚障害者の場合は点字、知的障害者の場合はイラストの活用等）が考えられること。また、可能な限り、児童等本人がアンケートに回答できるよう手助けを行う際、普段のケアを担当している従事者からの性暴力を考慮して、通常は担当外である従事者が支援するなどの工夫も考えられること
- また、アンケートを実施する際には、児童等が回答しやすくするための工夫として、次に掲げるような工夫を行うことが望ましい。
 - ・ アンケートが複数あることの児童等への負担、回答のしやすさ等に配慮し、定期的に実施されている既存のアンケートに性暴力等に関連する設問を数問程度追加すること

- ・ 被害を伝えやすい手段は児童等により様々であることに鑑み、ウェブアンケート、アプリ等のデジタル技術も活用して行うこと
- ・ 記名・無記名にかかわらず、児童等が被害を訴えることで不利益を被らないように、回答者を守る姿勢を徹底し、回答者の心理的安全を確保すること
- ・ アンケートにたくさん書き込んでいる姿を見るだけで、周りの児童等が何かがあったと類推できるため、たくさん書き込まないといけないような設問にしないこと（チェックのみで良い様式とするなど）
- ・ アンケートに回答しているところを周囲から覗き見られる可能性があると考えて、児童等が申出を躊躇するおそれがあるため、アンケートを持ち帰って後日提出する形式でもよいこととすること

③ 適切な報告・対応ルールの策定・周知等

- 児童対象性暴力等の疑い等が生じた際、対象事業者において、迅速な組織的対応を図ることができるよう、日常観察、面談・アンケート、相談等を通じて、児童対象性暴力等や「不適切な行為」の疑い等を把握した場合の報告ルールや、報告を受けた後の対応ルール（対応者、対応事項、対応手順等）を定めることが必要である。
- また、当該報告・対応ルールについては、対象業務従事者や児童等、保護者に対し、あらかじめ周知することが必要である。
- 適切な報告・対応ルールが周知されることで、児童等や保護者にとって、相談後にどのように相談事項を取り扱うかが明確化されることとなり、その積極的な相談が促され、児童対象性暴力等のおそれの早期把握につながることが期待される。
- また、児童対象性暴力等のおそれの端緒を把握した場合に、児童等の負担や記憶の汚染等に配慮すべきといった留意点については、定期的な研修等を通じて対象業務従事者の理解を深めることが重要である。
- また、実際に事案が生じた場合には、対応ルールに基づく対応を進めつつも、原則として、児童等・保護者と十分にコミュニケーションを取り、納得を得た上で対応を進めていくことが重要である。

ア 報告ルール

- 対象事業者において、報告ルールを定めるに当たっては、次に掲げる点に留意することが重要である。
 - ・ 報告ルールには、報告方法（直ちに報告するなど）、報告先、報告内容等を含めること
 - ・ 特に報告先については、組織内での適切な報告ルート（管理職・施設長等への報告、組織の性暴力対応チームへの直接連絡等）を定めるとともに、組織内の権限が大きい従事者

等による児童対象性暴力等の疑いがあった場合に適切な調査等につなげるため、事業者内部の匿名通報窓口の設定や従事者向けの外部通報窓口等の周知を行うことも重要であること

※ 児童対象性暴力等や「不適切な行為」の疑いを把握した職員は、報告ルールに基づく対象事業者内での報告のほか、警察への通報・相談、所管行政庁²⁶等の行政機関への通告、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき事業者外部に設置した窓口への通報などを行う。公益通報者保護法に基づき設置する内部公益通報受付窓口（事業者内の部署に設置するものだけでなく、事業者外部（外部委託先、親会社等）に設置するものを含む。）については「ウ 公益通報者保護法との関係」参照。

イ 対応ルール

- 対象事業者において、報告を受けた後の対応ルール（対応者、対応事項、対応手順等）を定めるに当たっては、次に掲げる点に留意することが重要である。
 - ・ 児童等、保護者、従事者からの相談や報告により、児童対象性暴力等が行われた疑いがあるときに対応する責任者をあらかじめ定めておくことは、速やかに調査・保護・支援を行う上で有効と考えられること
 - ・ 対応者については、一人で抱え込むことや偏った対応になることを避ける必要があることや、対応者本人が児童対象性暴力等の加害者である可能性があること等を踏まえ、複数の者によるチーム対応とし、万が一、責任者など担当チームの構成員によって児童対象性暴力等が行われた疑いが生じた場合も、組織として対応が適切に機能する対応フローをあらかじめ準備しておくことが重要であること
 - ・ 児童対象性暴力等については、そのおそれがある段階から重く受け止めて対応することが重要であり、様子見などをすることなく、組織内外のサポートを得て、あらかじめ設けた担当チームで対応することが有効と考えられること
 - ・ 報告者・報告内容に関する情報の秘密保持を徹底すること（情報の共有範囲は必要最低限とし、情報が漏れて二次被害等に発展しないよう厳格に管理すること）
 - ・ 相談、報告等を行った児童等、対象業務従事者等に対し、相談、報告等を行ったことを理由に、不利益な処分や取扱いを行うことがあってはならないこと
 - ・ このような対応は、報告者や関係者のプライバシーや権利を保護するだけでなく、適切な相談、報告等がなされることにもつながること
 - ・ 各対象事業者において、調査や児童等の保護・支援等に関する経験・知見を有する外部機関をリストアップしておくこと。また、必要な際に支援を求めることができる関係性を構築しておくことが望ましいこと

²⁶ 保育所・児童養護施設等に入所する児童等に対する性的虐待について、児童福祉法等に基づき対応を行う行政庁をいう。具体的には、児童福祉法第33条の10第2項の所管行政庁、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）第17条の都道府県、及び認定こども園法第27条の2第2項（学校教育法第28条第2項により準用される場合も含む。）の所管行政庁をいう。

ウ 公益通報者保護法²⁷の関係

- 児童対象性暴力等のうち、刑法、児童ポルノ法、性的姿態撮影等処罰法等に規定する罪の犯罪行為に該当するものについては、その事実が公益通報者保護法第2条第3項に定める通報対象事実に該当する可能性がある。
- 公益通報者保護法では、一定の要件の下、通報対象事実について、労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。以下同じ。）等に当たる者が、公益通報者保護法の定める通報先に行う通報（以下「公益通報」という。）を行った場合、その者に対する、解雇その他不利益な取扱いの禁止²⁸、損害賠償の制限²⁹等といった保護について定められている。
- 対象事業者においては、公益通報者保護法により、公益通報に対応するための体制を整備する義務が課されていること（常時使用する労働者の数が300人以下の事業者に対しては努力義務）、通報妨害の禁止や通報者探索の禁止が課されること等にも留意する必要がある。
※ 公益通報に対応するための体制整備の具体的な内容については、「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」（令和3年内閣府告示第118号）及び消費者庁「公益通報者保護法に基づく指針（令和3年内閣府告示第118号）の解説」（令和3年10月）参照。
- なお、報告ルール（「ア 報告ルール」参照）において対象事業者が定める報告先への報告も、公益通報者保護法における保護の対象となり得る。公益通報者保護法においては、同法に基づく通報先について、
 - ・ 内部公益通報受付窓口（事業者内の部署に設置するものだけでなく、事業者外部（外部委託先、親会社等）に設置するものを含む。以下同じ。）
 - ・ 通報対象事実について処分権限を有する行政機関等
 - ・ その者に対し通報することがその発生や被害の拡大を防止するために必要であると認められる者と定めており、対象事業者が定める報告先が、これらの内部公益通報窓口、行政機関等に該当し、当該報告が公益通報者保護法に定める保護要件を満たす場合には、公益通報としての保護の対象となる。
- また、報告ルールにおいて対象事業者が定める報告先については、公益通報者保護法に基づき設置する内部公益通報受付窓口と一体的に運用することも考えられる。

²⁷ 公益通報者保護法の内容は、令和8年12月1日施行予定の「公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和7年法律第62号）」による改正後の内容とし、以下同様とする。

²⁸ 公益通報者保護法においては、公益通報をしたことを理由として公益通報者に対して解雇その他不利益な取扱いをすることが禁止されており、このうち、公益通報をしたことを理由とする解雇及び懲戒は無効とされている。

²⁹ 公益通報をしたことを理由として事業者が公益通報者に対して損害の賠償を請求することはできない。

(2) 児童対象性暴力等に関して児童等が容易に相談を行うことができるようとするための措置

- 児童対象性暴力等は、児童等から被害を訴えることが難しいものであるが、複数の相談ルートを設定し、児童等が児童対象性暴力等の被害や、それにつながり得る「不適切な行為」を訴えやすい仕組みを整えることが重要である（詳細は横断指針 p. 35～38 参照）。
- このため、対象事業者においては、児童対象性暴力等に関して児童等が容易に相談を行うことができるようとするため、法第5条第2項等に基づき、次の①及び②に掲げる措置を実施しなければならない（規則第9条）。
 - ① 事業者内における相談員の選任又は相談窓口の設置・周知
 - ② 児童対象性暴力等に係る外部相談窓口の周知
- なお、児童対象性暴力等や「不適切な行為」の疑いがある場合、児童等やその保護者は、①及び②に掲げる措置により設置・周知される事業者内外の相談窓口のほか、警察への通報・相談、所管行政庁等の行政機関への通告などを行うことが考えられる。

ア 相談を容易にする工夫

- 対象事業者においては、児童等の年齢や特性を踏まえ、児童等が相談しやすくなるよう、次の（ア）から（エ）までに掲げるような工夫を行うことが重要である。
 - （ア）複数の相談先から選択できること。
- 【例】
 - ・ 性別に配慮して複数の相談員を置く
 - ・ 対象事業者内の異なる部門（管理部門など）に窓口を設けたり、必要に応じて外部に委託して相談窓口を設けたりするなど、相談窓口の第三者性を確保する
 - ・ 面識がない相談相手の方がかえって話しやすい児童等のために、外部の相談窓口を複数周知する
 - ・ 相談を受ける体制（複数名、カウンセラー等の同席、一対一等）について、可能な限り児童等の意向を踏まえて判断する 等
- （イ）「手紙やメール・SNS 等で相談できる」、「匿名で相談できる」、「性暴力以外のことでも相談できる」、「相談は悪いことではなく、積極的に行ってよい」等を周知などの際に明示すること。
- （ウ）相談後の対応の流れを児童等に示すこと。その際、児童等ができるだけ相談を躊躇することのないよう、情報の共有範囲や「相談者や相談内容等の情報は厳格に取り扱われること」「加害を行った者への確認等は組織としての慎重な検討を経て適切になされること」「相談を行った児童等が不利益な取扱いを受けないこと」等を伝えること（（1）③参照）。
- （エ）相談を受ける者は、「話をしっかりと受け止め、話を聞くことを主眼とする」「共感して寄り添う」「責めたり、否定したり、言いたくないことを無理に聞いたりしない」等に留意すること（詳細は横断指針 p. 48～53 参照）。

- 保護者に対しても、相談する際の心理的ハードルを下げるため、同様の工夫を行うことが望ましい。

イ 外部相談窓口の一覧の作成・周知

- 対象業務従事者による児童対象性暴力等が行われた疑いがある場合には、当該対象事業者が設置した相談窓口に対して相談することを児童等やその保護者が躊躇する場合も考えられ、児童等やその保護者が、公的な外部の相談窓口に直接相談できることが重要である。
- 次に掲げる表のとおり、公的機関等が様々な相談窓口を設置しており、各対象事業者において、この表も必要に応じて参考にしながら、外部相談窓口の一覧を作成し、児童等や保護者に周知することが必要である。

図表 27 公的機関等が設置する主な相談窓口

状況等	相談窓口	管轄	窓口概要・連絡先等
どこに相談していいか分からぬいが、困っていることがあるとき	24 時間子供 SOS ダイヤル	文部科学省	<p>こども、その保護者を対象に、いじめやその他のこどもの SOS の相談を受け付ける。原則として、電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関につながる。</p> <p>【相談時間】24 時間 365 日 【相談手段】電話 【連絡先】0120-0-78310（通話料無料） 【URL】https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/13_06988.htm</p>
子どもの人権 110 番、LINE じんけん相談等	法務省		<p>こども、こどもに関する悩みをもつ大人を対象に、いじめ、体罰、不登校、虐待等の相談を受け付ける。最寄りの法務局等において、法務局職員または人権擁護委員が相談対応する。</p> <p>【相談時間】平日 8:30～17:15 【相談手段】電話、メール、LINE 【連絡先】0120-007-110（通話料無料）、法務省ホームページ、LINE 【URL】https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.htm</p>
子どもの人権 SOS ミニレター	法務省		<p>こども（主に小学生、中学生）を対象に、毎年 5 月～7 月の間に学校で配布。相談したいことを記入し、投函すると、最寄りの法務局に届く。人権擁護委員・法務局職員が希望する連絡方法（手紙・電話）で返信を行う。</p> <p>【相談手段】郵送（切手不要） 【URL】https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00013.html</p>
親子のための相談 LINE	こども家庭		<p>子育てや親子関係について悩んだときに、こども（18 歳未満）とその保護者の方などが相談できる窓口。児童相談所等において、専門の相談員が相談対応する。</p> <p>【相談時間】各地方公共団体の相談受付時間による 【相談手段】LINE</p>

状況等	相談窓口	管轄	窓口概要・連絡先等
			<p>【 URL 】 https://kodomoshien.cfa.go.jp/no-gyakutai/oyako-line/</p>
こども家庭センター	こども家庭庁	こども家庭庁	<p>こどもや保護者・妊婦等からの子育てや妊娠・出産等に関する相談に応じ、困り事に寄り添い、必要なサービスの紹介や利用の支援、適切な支援先につなぐなどの支援を行っている。</p> <p>【相談手段】お住まいの市区町村のホームページ等参照</p>
児童相談所	こども家庭庁	こども家庭庁	<p>こどもに関する家庭その他からの相談に対し、こどもが有する問題やこどもの置かれた環境の状況等に応じて、必要な支援を実施。電話は住んでいる地域の児童相談所につながる。</p> <p>【連絡手段】電話</p> <p>【連絡先】児童相談所相談専用ダイヤル：0120-189-783（いちはやく・おなやみを）（通話料無料）</p>
性暴力か分からぬが、相談したい	Curetime	内閣府	<p>性暴力の悩みを専門相談員に相談できる。イヤだったこと、困っていること等、何でも相談できる。</p> <p>【相談時間】毎日 17 時～21 時</p> <p>【相談手段】チャット（日本語、外国語（英語、タガログ語、タイ語、スペイン語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ネパール語、ベトナム語、インドネシア語））、メール（日本語）</p> <p>【連絡先】https://curetime.jp/</p>
性暴力の疑いがある／性暴力が起きた	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	内閣府	<p>被害直後から医療的支援、法的支援、心理的支援等の総合的な支援を可能な限り一か所で提供する相談窓口。電話は最寄りのワンストップ支援センターにつながる。</p> <p>【相談手段】電話、（一部のみ）メール、SNS</p> <p>【連絡先】#8891（はやくワンストップ）（通話料無料）</p> <p>【URL】https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryouku/consult.html</p>
犯罪被害者等早期援助団体	警察庁	警察庁	<p>犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるように支援することを目的として設置され、都道府県公安委員会から指定を受けた民間被害者支援団体につながる。</p> <p>【相談手段】電話（一部メール・問い合わせフォームあり）</p> <p>【連絡先】 https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/dantai/shien_top.html</p>
性犯罪被害相談電話	警察庁	警察庁	<p>各都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口。発信地域を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口につながる。</p> <p>【連絡手段】電話</p> <p>【連絡先】#8103（ハートさん）（通話料無料）</p> <p>※緊急時は 110 番通報</p>

※ 地方公共団体において、児童等を対象にした、悩みに関する相談窓口が設置されている場合には、それも周知対象となり得る。

※ 保育所等の場合、所管行政庁が設置する虐待に関する相談窓口も周知対象となる。

- ※ 障害児の場合には、地方公共団体の障害者福祉課等／自立支援協議会も相談窓口となり得る。
- ※ 外部相談窓口によっては、児童等からの相談により得た情報を対象事業者に提供することを想定していない場合がある。

4. 児童対象性暴力等が疑われる場合等に講ずべき措置（法第6条、第7条及び第20条第1項第4号イ～ハ関係）

法第6条、第7条及び第20条第1項第4号イ～ハ

（犯罪事実確認の結果等を踏まえて講ずべき措置）

第六条 学校設置者等は、第四条の規定による犯罪事実確認に係る者について、その犯罪事実確認の結果、前条第一項の措置により把握した状況、同条第二項の児童等からの相談の内容その他の事情を踏まえ、その者による児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認めるときは、その者を教員等としてその本来の業務に従事させないことその他の児童対象性暴力等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（児童対象性暴力等が疑われる場合等に講ずべき措置）

第七条 学校設置者等は、教員等による児童対象性暴力等が行われた疑いがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その事実の有無及び内容について調査を行わなければならない。

2 学校設置者等は、児童等が教員等による児童対象性暴力等を受けたと認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該児童等の保護及び支援のための措置を講じなければならない。

（認定の基準等）

第二十条 内閣総理大臣は、認定の申請に係る前条第三項第二号の民間教育保育等事業及び同項第四号の業務の内容がそれぞれ民間教育保育等事業及び教育保育等従事者の業務に該当し、かつ、当該申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときでなければ、認定をしてはならない。

一～三 （略）

四 認定を受けようとする民間教育保育等事業者が次のイからハまでに掲げる措置を定めた規程

（以下この章において「児童対象性暴力等対処規程」という。）を作成しており、かつ、その内容が内閣府令で定める基準に適合するものであること。

イ 犯罪事実確認の結果、第二号の措置により把握した状況、前号の児童等からの相談の内容その他の事情を踏まえて前条第三項第四号の業務に従事する者による児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認める場合において、児童対象性暴力等を防止するためにとるべき措置（第二十六条第七項において「防止措置」という。）

ロ 前条第三項第四号の業務に従事する者による児童対象性暴力等が行われた疑いがあると認める場合において、その事実の有無及び内容を確認するための調査の実施

ハ 前条第三項第四号の業務に従事する者による児童対象性暴力等を受けた児童等があると認める場合において、当該児童等を保護し、及び支援するためにとるべき措置

五・六 （略）

2 （略）

規則第10条及び第11条

（法第七条第一項の調査の方法）

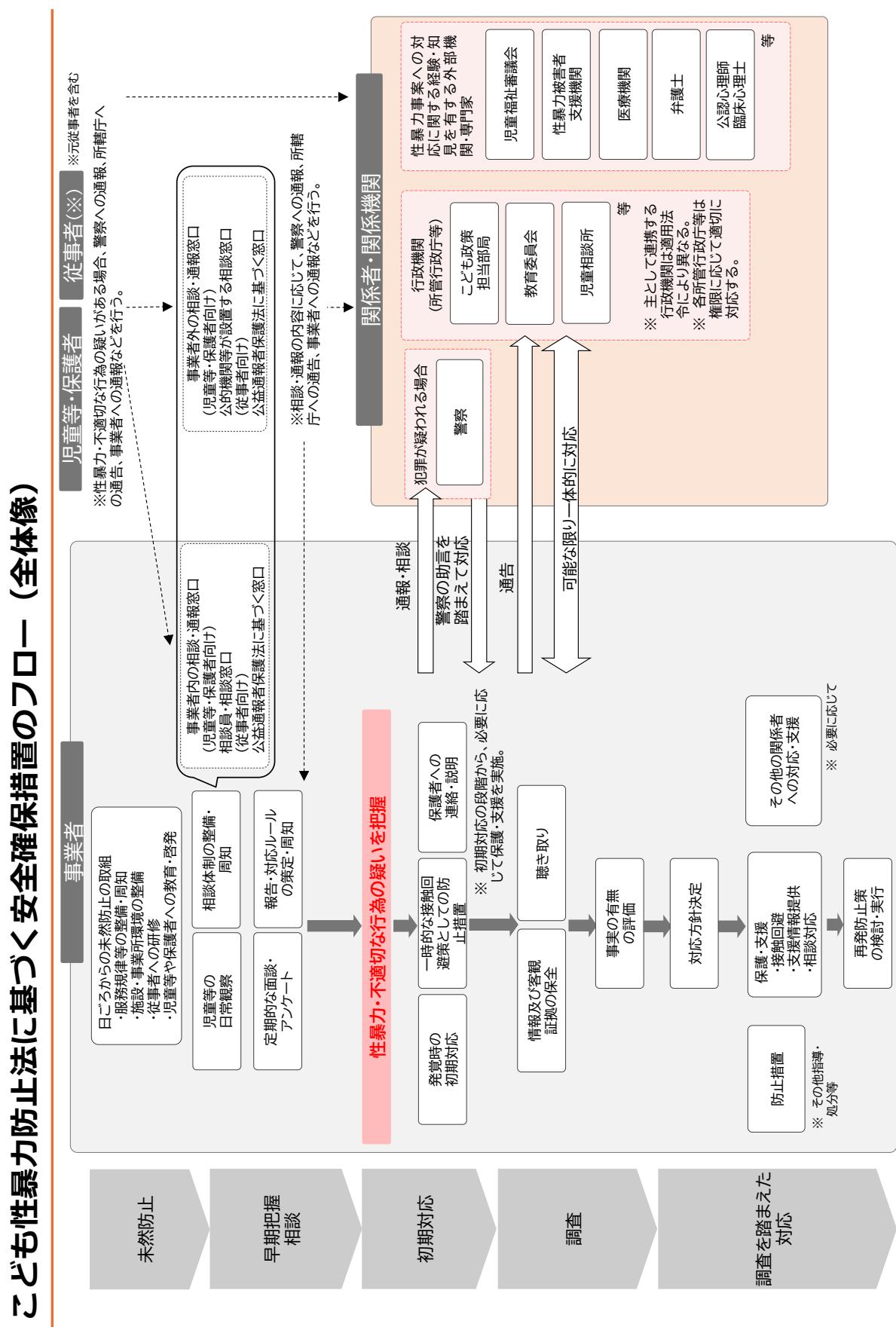
第十条 法第七条第一項（法第十条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）の調査は、次に定めるところにより行わなければならない。

- 一 児童等の人権及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意して行うこと。
- 二 児童対象性暴力等を行った疑いがある教員等の人権及び特性にも配慮し、公正かつ中立に実施すること。
- 三 事案の内容その他の事情に応じ、関係機関等（関係機関並びに児童対象性暴力等の防止及び被害児童等（児童対象性暴力等を受けたと学校設置者等（法第二条第三項に規定する学校設置者等をいう。附則第五条を除き、以下同じ。）（施設等運営者がある場合にあっては、学校設置者等及び施設等運営者。次条において同じ。）が認める児童等をいう。次条において同じ。）の保護に関し知見を有する者その他の関係者をいう。）との適切な連携の下で行うこと。
- （法第七条第二項の保護及び支援のための措置の目的及び方法）
- 第十一条 法第七条第二項（法第十条第一項において読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の保護及び支援は、被害児童等が日常を取り戻し、落ち着いて教育、保育等を受けることができるようすることを目的として行わなければならない。
- 2 法第七条第二項の保護及び支援は、次に定めるところにより行わなければならない。
- 一 被害児童等と当該児童対象性暴力等を行ったと学校設置者等が認める教員等との接触の回避
その他の被害児童等の保護のための措置を講ずること。
 - 二 事案の内容その他の事情に応じた支援機関等（児童対象性暴力等を受けた児童等を支援する機関等をいう。）の情報を被害児童等に提供すること。三被害児童等及びその保護者からの相談に誠実に対応すること。
 - 三 被害児童等及びその保護者からの相談に誠実に対応すること。

（1）総論

- 本節では、本章「3. 児童対象性暴力等を把握するための措置（法第5条、第20条第1項第2号及び第3号関係）」の取組等を通じて、児童対象性暴力等の疑いが生じた場合等に講ずべき調査や児童等の保護・支援等の措置を示す。
- 法に基づき、対象事業者が講ずべき安全確保措置のフローの全体像は、次の図のとおり（再掲）。本節の（2）以降では、次の図において、児童対象性暴力等が疑われる場合等に事業者が講じることとしている各項目の順に、事業者が講ずべき措置及びその際の留意事項等を記載する。

図表 28 こども性暴力防止法に基づく安全確保措置のフロー（全体像）【再掲】



- なお、「不適切な行為」の疑いが生じた場合にも、
 - ・ 調査をしていく中で児童対象性暴力等が行われるおそれがあると判断されることもあり得ること
 - ・ 当該行為の段階で対処することで児童対象性暴力等の未然防止につなげることが必要であること
- を踏まえ、事案の内容その他の事情に応じた形で、本フローに沿って一定の措置を講じる必要がある。

(2) 初期対応

- 児童対象性暴力等の疑いが生じた場合には、被害を受けた児童等の心身の安全を第一に優先することを基本とする。その上で、対象事業者は、あらかじめ策定・周知している報告・対応ルールに基づき、迅速に対応することが必要である。
- 具体的には、①から④までで述べるとおり、
 - ① 発覚時の初期対応
 - ② 一時的な接触回避策としての防止措置
 - ③ 保護者への連絡・説明
 - ④ 関係機関等との連携といった措置を講じる必要がある。
- その際、対象事業者の内部のみで情報を抱え込むことなく、後述の④に記載のとおり、速やかに警察や所管行政庁等の行政機関に通報・相談することが重要である。
- また、法第7条等に基づき、「児童対象性暴力等を受けたと認めるとき」に講じることされている保護・支援のための措置についても、初期対応の段階から、必要に応じて講じることが望ましい。
- 対象事業者においては、いつ児童対象性暴力等の疑いに接するか分からないと認識を持つとともに、日頃より、発覚時の対応・留意点について、研修等を通じ、従事者の理解を深めておくことが必要である。

① 発覚時の初期対応

- 児童対象性暴力等の疑いが生じた場合には、いかに些細な情報であったとしても、真摯に受け止め、迅速に事実確認に移ることが重要である。同時に、児童等や保護者の心情（不安、不信、動搖、自責等）を踏まえ、加害が疑われた者の人権にも配慮しつつ、落ち着いて対応することが求められる。
- 対象事業者は、早期把握・相談の取組等を通じて、児童等から被害を打ち明けられることがあり得る。この際、対象事業者は、児童等の二次被害や記憶の汚染（※）につながらないよう、

聴取する事項は児童等が主体的に話す内容に限って最低限にとどめ、対象事業者側が積極的に質問を児童等に問い合わせ、答えを得ようとするようなことがないようにすること、同じことを何度も話させないようになることが重要である。

- ※ 「記憶の汚染」とは、性暴力の被害児童等に、何度も話を聴いたり、誘導的な質問をしたりすることで、周りからの質問や事後に得た情報を自分の考えや経験と思い込んだり、体験のない被害を実際に体験したと思い込んだりして、記憶が変わってしまうこと。記憶能力が発達段階にある幼少期等において生じやすい。
- ※ 年齢の高い児童等であっても、被害の内容や支援の状況によって、記憶があいまいになり、記憶の変容が起こることもあり得る。

- このため、対象事業者においては、横断指針 p. 48～54 の記載等を踏まえて適切に対応とともに、児童等から開示された情報を適切に記録しつつ、後述の④に示すとおり、速やかに警察を始めとする関係機関や専門家に相談し、その後の正式な聞き取りを含めて、連携して対応していくことが重要である。
- 児童対象性暴力等を認識した場合には、それが疑いの段階であっても重く受け止め、原則として即日かつ速やかに組織内に共有・対応する必要がある。
- 発覚直後に児童等を保護・支援するためにも、性暴力事案への対応に関する経験・知見を有する外部機関・専門家との連携を図ることも重要である。特に、児童等に治療が必要な外傷がある場合、妊娠又は性感染症の可能性がある場合や薬物を使用されたおそれがある場合等には、警察、支援機関等から紹介を受けた適切な医療機関に速やかに受診させることが必要である。

② 一時的な接触回避策としての防止措置

- 在籍する児童等本人又はその保護者から、特定の対象業務従事者による児童対象性暴力等の被害の申告があった場合には、被害が引き続き発生している可能性があり、また、被害がすぐに他の児童等も含めて拡大する可能性があるため、事実確認と並行して、一時的な接触回避策としての防止措置を講じることが必要である。
なお、加害が疑われる者が刑事事件で在宅起訴された場合には、いわゆる起訴休職とすることも考えられる（就業規則に定めがある場合に限る。）。
- その際、児童等をこれまであった環境から遠ざけるのではなく、加害が疑われる者を当該環境から遠ざけることが望ましい（例：事実の調査の間も、児童等と接触しない事務作業に従事させ、児童等との接触を禁止する／自宅勤務・自宅待機とする）。具体的な方法は、児童等の心身の状況や、児童等及びその保護者等の意思を確認した上で決定し（例：加害が疑われる者との分離方法、施設・事業所へ通う道中の見守り、児童対象性暴力等が行われた疑いのある場所とは別室での教育、保育等、周囲の児童等への説明等）、児童等が落ち着いて教育、保育等を受けられる環境の確保を行うことが重要である。

- なお、警察による事情聴取が行われる前に、疑いをかけられていることを加害が疑われる者が察知すると、証拠隠滅を行ったり、行方をくらませたりして、事実の究明が難しくなる可能性があることから、児童等の安全確保のために対象事業者がとる措置については、あらかじめ警察に相談することが望ましい。
- 一方、この段階ではまだ加害の事実があると評価されたものではないため、あくまでも公正・中立な態度で対応を行うことが求められる。

③ 保護者への連絡・説明

- 対象事業者において、児童対象性暴力等の疑いに対応するに当たり、当該児童等の保護者と連携することが重要である。
- このため、保護者以外の経路から児童対象性暴力等の疑いを把握した場合、特段の事情（例：保護者に性暴力加害の疑いがあるといった事情）がなければ、被害児童等の保護者に速やかにその情報を連絡することが望ましい。その際、次に掲げる点に留意して対応することが望ましい（その他、保護者への第一報の際に、対象事業者が保護者へ依頼すべき事項の例は横断指針 p. 55、56 参照）。
 - ・ たとえ事実確認を十分に行うことができておらず、対応方針が決まっていない時点であっても、その時点で把握している事項について、丁寧に説明をすること（説明が遅れると、対象事業者が隠ぺいしていた、放置していたと疑われるリスクが生じ得る。）
 - ・ 児童等から被害の申告があった場合、その情報を保護者と共有する必要性を児童等に説明し、可能な限り同意を得た上で、保護者に共有すること
 - ・ 保護者の話を傾聴し、ショックや怒りを受け止め、誠実に対応すること
 - ・ 対象事業者が児童等を守ることを最優先に行動する姿勢を、真摯に、強く表明すること
 - ・ 児童等への適切な接し方（横断指針 p. 56 参照）について保護者に伝えること
- 児童対象性暴力等の発覚時のみならず、対応の進捗に応じて当該児童等の保護者に隨時連絡し、その時点で判明している情報について共有することは、当該保護者との信頼関係を築き、適切な対応につなげる上で重要である。
- ※ 被措置児童等虐待（保育所等における虐待を除く。）の場合（本ガイドラインV. 4. (3) ④パターン1 参照）には、所管行政庁が、当該児童等への対応方針を検討し、児童相談所、施設等とよく連携した上で、当該児童等の保護者に対して対応方針の説明を行うこととされていることから、対象事業者は所管行政庁と連携して対応すること。

④ 関係機関等との連携

ア 前提となる考え方

- 児童対象性暴力等は、多くの対象事業者にとっては初めて対応することとなるため、対応に不慣れであることが一般的である一方、加害の事実の確認や評価には、高い専門性が求められ、適切な対応を十分にとることができない事業者が多いと想定される。
- 特に、児童等への聴き取りは、繰り返しの聴き取りによる児童等の心身の負担（二次被害）を生じさせたり、児童等の記憶の汚染を生じさせ、司法手続における証言の有効性を失わせたりすることにもなり得る。
- また、事実確認や証拠の収集・保全に当たっては、当事者への適切な聴き取りが実施・録音できていなかつたり、加害者が調査の兆候を察知し、客観的証拠を隠滅等してしまったりすることで、加害の事実を認定できないことにもつながり得る。このような場合には、被害を継続させてしまう可能性がある。
- このため、対象事業者は、教員性暴力等防止法において警察への通報が法定されていることや、児童福祉法等において所管行政庁等の行政機関への通告等が法定されていることも踏まえて、関係機関と適切に連携することが求められる。また、適切な聴き取り、トラブル防止、証拠の保全等の観点から、弁護士等の専門家に相談して対応することも有効である。

イ 対応の在り方

- 犯罪であることが明らかである、またはその疑いがある場合には、二次被害、記憶の汚染の防止等の観点から、児童等への聴き取りは最低限にとどめ、速やかに警察に通報又は相談することを徹底する。また、警察に通報するか判断に迷う場合にも、そうした状況にあることを含めて、今後の対応について警察に相談することを第一に検討する（詳細は横断指針 p. 59～61、87 参照）。
- 警察への通報又は相談を行うに当たっては、保護者が関与している疑いがあるといった特段の事情がある場合を除き、児童等やその保護者に事前に伝達を行う。児童等や保護者が警察への相談を明示的に望んでいない場合にも、そのような気持ちには寄り添いつつ、児童等の心身の安全を守るため、被害を拡大させないためには、警察への相談は適切な対応であり、必要であることを丁寧に説明する。
- このような対応に当たっては、教員性暴力等防止法において、犯罪の疑いがあると思われるときは速やかに所轄警察署に通報するとされていることや、公務員には刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）に基づく告発義務があることなど、各種法令の規定にも留意する。

- 警察の捜査が開始された場合には、対象事業者においては、当該捜査に当たる警察の助言を踏まえて調査等の対応を行う。特に、加害が疑われる対象業務従事者への聴き取りや、当該従事者と被害が疑われる児童等の接触回避に当たっては、当該従事者が、これらを端緒に証拠を隠滅する等の行動を行う可能性があるため、児童等の安全を確保するための方策を含め、どのような手段が取り得るかについて、警察とも相談して決定する。
- また、警察への相談等と並行し、児童対象性暴力等の疑いを把握した際には、早期から所管行政庁等の行政機関に相談する。調査に当たっては、警察の助言を踏まえて、所管行政庁等の行政機関とも可能な限り一体的に調査を行う（詳細については（3）参照）。
- 特に、児童福祉法等においては、保育所・児童養護施設等に入所する児童等に対する性的虐待（の疑い）（※）を発見した者は、速やかに都道府県又は市町村に通報しなければならないこととされていることにも留意する。
※ 保育所・児童養護施設等に入所する児童等に対する性的虐待との関係については（3）④参照。
- さらに、警察等に相談する前の初期対応（警察への通報・相談をするべきかどうかの相談等）、児童等への適切な聴き取り、対象事業者としての事実確認、雇用管理上の措置、トラブル防止等の観点から、弁護士等の専門家にも、適切な対応に関する相談・依頼を積極的に行う。

（3）調査

- 対象事業者は、対象業務従事者による児童対象性暴力等が行われた疑いがあると認めるときは、その事実の有無及び内容に関する調査について、法第7条第1項等に基づき、次に掲げる内容に留意しつつ、事案の内容その他の事情に応じ、警察を始めとする関係機関等との適切な連携の下で行わなければならない（規則第10条）。
 - ・ 児童等の人権及び特性に配慮し、その名誉及び尊厳を害しないよう注意して行うこと
 - ・ この段階ではまだ加害の事実があると評価されたものではないため、加害が疑われる者的人権等に配慮し、公正かつ中立に行うこと
- 調査については、犯罪であることが明らかである、またはその疑いがある場合には、速やかに警察に通報又は相談する必要があり、また、特に保育所・児童養護施設等に入所する児童等に対する性的虐待の疑いがある場合には、所管行政庁等の行政機関と連携する必要がある。
- また、法第7条等に基づき、「児童対象性暴力等を受けたと認めるとき」に講じることとされている保護・支援のための措置については、調査中も必要に応じて講じることが望ましい。

① 情報及び客観証拠の保全

- 対象事業者は、児童等から被害を打ち明けられた際等に開示された情報に関する記録のほか、客観証拠として、例えば、次に掲げるものを適切に保全することが重要である。その際、これらの証拠に接する者は可能な限り限定し、誰がいつ証拠の管理・閲覧等を行ったか記録しておくことが重要である。
 - ・ 施設・事業所内の防犯カメラ、写真・録音等の直接的な証拠
 - ・ SNS の投稿やメッセージアプリ、メールのやり取り
 - ・ 服務上の記録等（従事者の出退勤履歴、被害が生じた教室・部屋等の解錠・施錠の記録、鍵の管理状況等）
 - ・ 児童等への行動・行為の直接目撃情報の記録
 - ・ 児童対象性暴力等に使用されたものや被害児童等の衣服等（警察が指紋や体液等の必要な客観証拠を採取できるよう、何らかの関係があると考えられるものがあれば、洗浄等することなく保全しておく）
- 児童等への聴き取りについては、児童対象性暴力等の事実を示す客観証拠があり、聴き取りを行う必要性が低い場合には、実施しなかったり、時間や回数を減らしたりすることも考えられる。客観証拠の保全については、聴き取りに伴う児童等への負担を軽減する意義もあることに留意することが重要である。

② 聴き取り

- 対象事業者においては、事実確認のため、被害を受けたと思われる児童等及び加害が疑われる者の双方に聴き取りを行うことが考えられる。聴き取りを行った場合には、その内容を適切に記録しておくことが重要である。
- 児童等は、発達段階や特性、受けた被害の重さや相手が信頼できるかどうか、質問のされ方等によって、証言内容が変わることもあり得るが、それによって責められたり、不利益な取扱いを受けたりすることがないことを伝え、安心して聴き取りが行われるよう配慮することが重要である。
- その際、例えば次に掲げるケースでは、対象事業者における児童等への聴き取りを最低限にとどめ、関係機関や専門家と連携して対応することが望ましい場合がある。
 - ・ 児童等本人が乳児である、心身衰弱しているなどにより、聴き取りに特に専門性が求められる場合（このような場合、必要に応じて保護者への聴き取りも実施）
 - ・ 加害者の本人特定や加害の内容に明らかな客観証拠があり、児童等への聴き取りの要否を警察等と相談するべき場合
 - ・ 児童等又はその保護者が、聴き取りを拒否している場合

- 加えて、当事者双方の主張が異なる場合、目撃者等の存在が明らかになった場合、当事者と何らかの事情で接触できない場合等には、事実確認のため、その他の従事者、保護者等の当事者以外の関係者や、目撃者等の第三者からも聴き取りを行うことが考えられる。
- こうした聴き取りに当たっては、「(2)④ 関係機関等との連携」に記載のとおり、警察を始めとする関係機関と連携し、代表者聴取（協同面接）により適切な司法手続につなげるなどの対応を図ることが望ましい。
- なお、聴き取りについては、事実確認のほか、児童等の保護・支援のために必要な措置の検討や、再発防止策の検討、処分内容の検討のためにも実施され得る。事実確認以外の目的のために実施される場合も含め、聴き取りに際しての考え方の詳細や、聴き取り対象（誰に聴くか）ごとの実施例や留意点、聴き取り事項等については、横断指針 p. 58～71 参照。

③ 事実の有無の評価

- 「① 情報及び客観証拠の保全」や「② 聽き取り」を通じて、児童対象性暴力等の事実の有無について合理的に判断するために十分な情報が集まった場合や、これ以上の情報収集が困難となった場合には、その時点で把握できている情報を基として、児童対象性暴力等が行われたと合理的に認められるか否かの判断を行うこととなる（詳細は横断指針 p. 72 参照）。
- 「合理的に認められる場合」とは、次のアからエまでに掲げるような、加害の事実があると評価できる場合をいうものと考えられる。
 - ア 加害が疑われる者の供述内容及びその内容と整合的な客観的な証拠や第三者の証言があつた場合
 - イ 加害が疑われる者の供述内容と児童等の相談・申告内容が整合的である場合
 - ウ 児童等や保護者の相談・申告内容と整合的な客観的な証拠や第三者の証言があり、児童等や保護者の相談・申告内容の信用性が認められる場合
 - エ 客観的な証拠や信用性が認められる第三者の証言から直接、事実と判断できる場合
- なお、イは児童等からの相談・申告があるのに対し、アについては、例えば、発達段階や特性により、被害が疑われる児童等から明確な被害の申告は得られていないものの、加害が疑われる者本人からの加害事実の自己申告等があることに加え、その信用性を担保できる事実及びその証拠（例：防犯カメラの映像に、対象業務従事者が、業務上の必要なく、死角となる場所に児童等を誘導している様子が映っていたこと）があつた場合などが考えられる。
- また、加害が疑われる者本人が児童対象性暴力等に当たる事実を認めている場合であっても、周囲からの圧力等により、実際には当該事実が無いにもかかわらず、逆らえずに認めてしまった可能性はないか、検証できるよう留意する必要がある。

- 児童等と加害が疑われる者の証言が相反する場合や、当事者から聴き取りができない場合、音声・録画等の客観証拠がない場合等に、事実の有無を評価するには高い専門性が求められる。誤った事実確認及びそれに基づく事実の有無の評価は、児童等、加害が疑われる者の権利を含め、重大な影響を及ぼすことを考慮し、警察、所管行政庁等と連携して対応した事実確認を踏まえて整合的に判断することや、弁護士と連携して行うこと等が望ましい。
- なお、事実の有無を評価することが困難な場合、行為が行われた事実があると評価することができない以上は、うわさなどによって、特定の対象業務従事者や児童等が不利益を被らないよう、関係者の人権や尊厳、メンタルヘルスに十分配慮した対応を行うことが望ましい。事実と評価されなかった行為等を理由として、懲罰的な対応を行うことはできないことに留意する必要がある。

④ 調査等に当たっての関係法令との関係

- 児童福祉法等においては、事業者において、児童等に対する性的虐待が生じた際の対応フロー等が規定されており、法に定める児童対象性暴力等が生じた際のフローと整理を行う必要がある。

ア 児童対象性暴力等と性的虐待の整理

- 次の（ア）から（ウ）までに掲げるとおり、児童福祉法等においては、保育所・児童養護施設等に入所する児童等に対する性的虐待について規定されている。
 - (ア) 被措置児童等虐待
被措置児童等³⁰にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること（児童福祉法第33条の10第1項第2号）
 - (イ) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること（障害者虐待防止法第2条第7項第2号）
 - (ウ) 入園児虐待
園児にわいせつな行為をすること又は園児をしてわいせつな行為をさせること（認定こども園法第27条の2第1項第2号（学校教育法第28条第2項により準用される場合を含む。））
- 児童対象性暴力等に該当する行為（II. 2. (1) 参照）については、対象業務従事者から当該対象事業者を利用する児童等に対して行われた場合には、児童福祉法（被措置児童等虐待）等に規定する、当該児童等に「わいせつな行為をすること」又は当該児童等をして「わいせつな行為をさせること」に当たると考えられる。

³⁰ 児童福祉法第33条の10第1項に規定する被措置児童等をいう。

- このため、児童対象性暴力等と児童福祉法（被措置児童等虐待）等に基づく性的虐待の定義は基本的に同一と捉えるべきであり、対象事業者には、これらの疑いが生じた場合には、法に基づく対応と、児童福祉法等に基づく対応がともに求められることとなる。
- なお、「不適切な行為」に該当する場合には、児童福祉法（被措置児童等虐待）等に基づく性的虐待に該当しない場合であっても、本ガイドライン等を踏まえて一定の対応が求められることに留意する必要がある。

イ 施設類型ごとに適用される性暴力・性的虐待関係の法令・指針における整理

- 性的虐待については、施設の類型により児童相談所の関与の有無が異なり、また、幼稚園、幼保連携型認定こども園等においては、性的虐待としての対応に加えて、教員性暴力等防止法に基づく対応も必要となる。これらを踏まえ、施設類型ごとに適用される性暴力・性的虐待関係の法令・指針を整理すると、次の表のとおりとなる。

図表 29 （施設類型ごとに適用される性暴力・性的虐待関係の法令・指針）

性的虐待 性的虐待B 教員性暴力等防止法	施設類型	こども性暴力防止法における位置づけ		こども性暴力防止法関係以外で適用される法令
		義務対象	認定対象	
性的虐待A	被措置児童等虐待（保育所等虐待を除く）の対象施設 ※児童相談所が関与するもの	① 乳児院※、母子生活支援施設※、児童養護施設※、障害児入所施設※、児童心理治療施設※、児童自立支援施設 ② 指定発達支援医療機関 ③ 児童相談所（一時保護施設※を含む。） ④ 登録一時保護委託施設	① 児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業	・児童福祉法
	障害者福祉施設	① 障害児通所支援事業（児童発達支援※、放課後等デイサービス※、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）	① 障害福祉サービス事業（居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援）	・障害者虐待防止法
性的虐待B	保育所等	① 保育所※、児童館 ② 保育所型認定こども園※ ③ 地方裁量型認定こども園※ ④ 家庭的保育事業等※、乳児等通園支援事業※ ⑤ 一時預かり事業※、病児保育事業※	① 認可外保育施設※ ② 放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、児童育成支援拠点事業	・児童福祉法
教員性暴力等防止法	幼保連携型認定こども園	① 幼保連携型認定こども園※		・認定こども園法 ・教員性暴力等防止法
	幼稚園等	① 幼稚園 ② 幼稚園型認定こども園※ ③ 特別支援学校（幼稚部）		・認定こども園法を準用した学校教育法 ・教員性暴力等防止法
性的虐待A 性的虐待B 教員性暴力等防止法	小学校・中学校・高等学校等	① 小学校 ② 中学校 ③ 義務教育学校 ④ 高等学校 ⑤ 中等教育学校 ⑥ 特別支援学校（幼稚部を除く。）		・教員性暴力等防止法
	その他のこども性暴力防止法の対象施設	① 専修学校（高等課程） ② 高等専門学校（3年生まで）等	① 専修学校（一般課程）、各種学校 ② 高等課程類似教育事業 ③ 民間教育事業等	—

性的虐待A：性的虐待の対象施設のうち、児童相談所が関与するもの。
性的虐待B：性的虐待の対象施設（性的虐待Aを除く）

※ … 「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」の対象。

こども性暴力防止法に基づく一般的なフローを参照して対応。

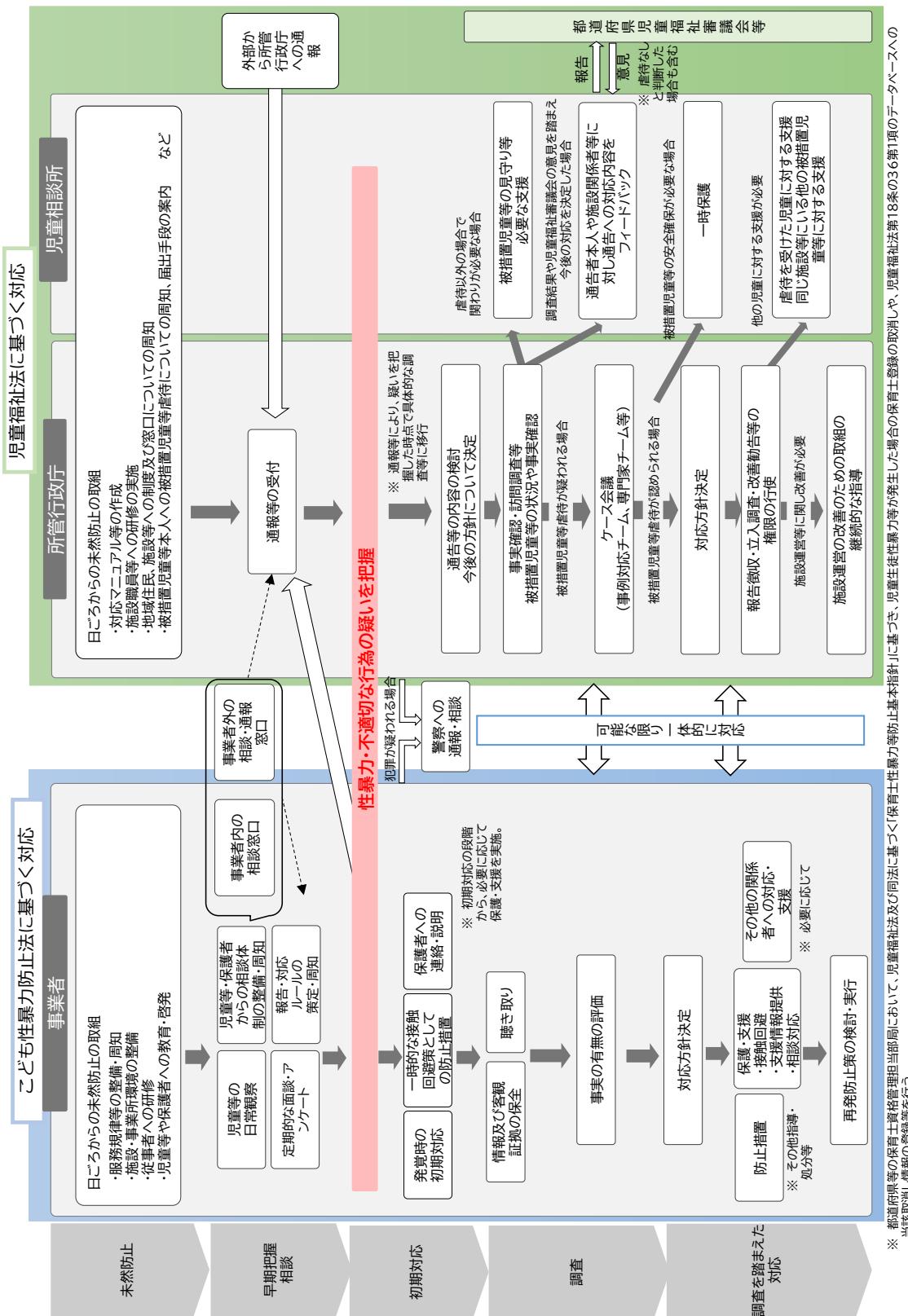
- 表を踏まえ、法以外の法令により必要となる対応については、次のパターン1からパターン4までのとおり整理される。

- ・ パターン1：児童福祉法（被措置児童等虐待）に基づく性的虐待としての対応（児童相談所の対応・連携が必要）
- ・ パターン2：児童福祉法（被措置児童等虐待）等に基づく性的虐待としての対応
- ・ パターン3：児童福祉法（被措置児童等虐待）等に基づく性的虐待としての対応及び教員性暴力等防止法に基づく対応
- ・ パターン4：教員性暴力等防止法に基づく対応

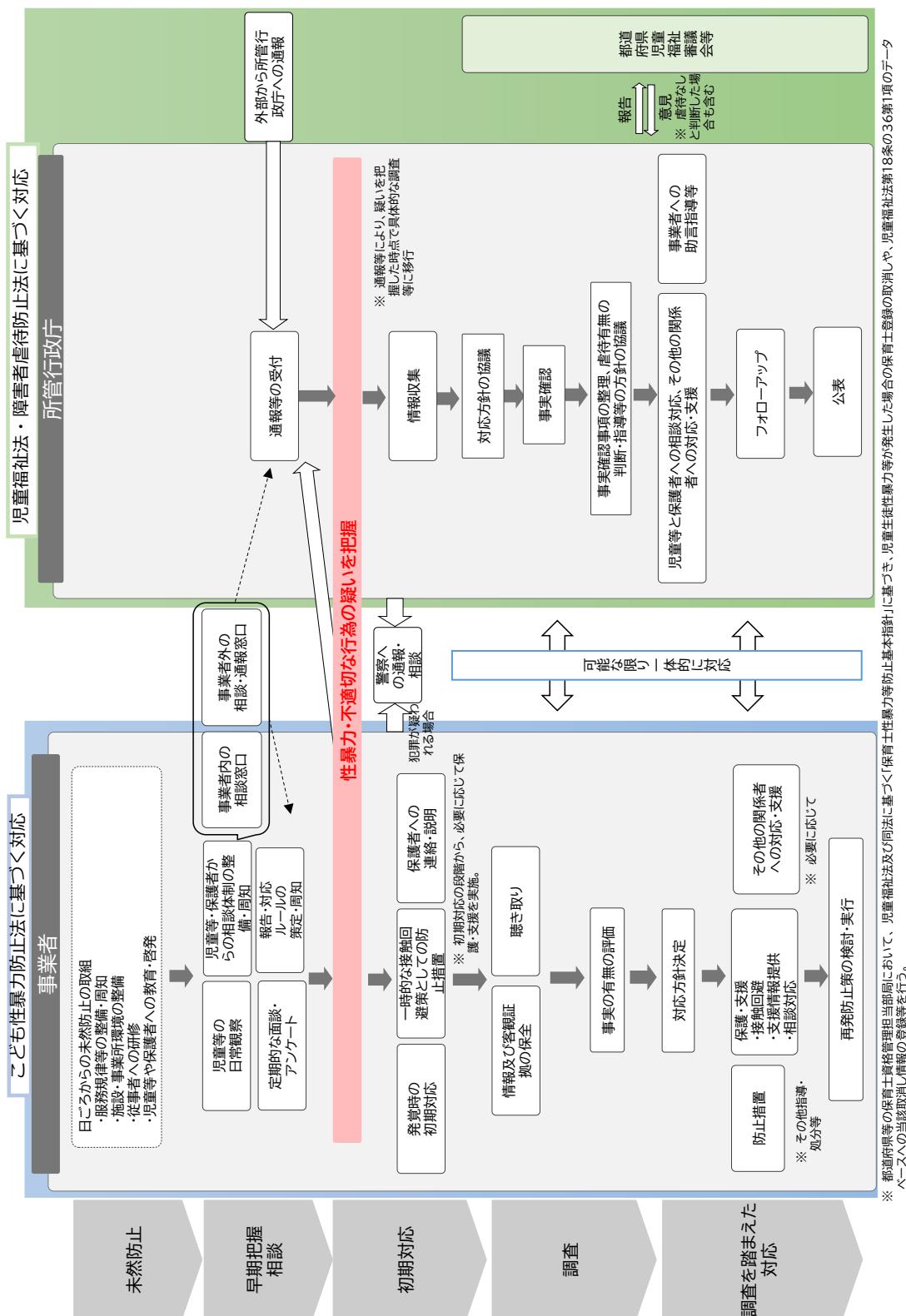
ウ 各法令・指針に基づく対応のフローの整理

- 児童対象性暴力等の防止等のために事業者が講ずべき措置を定めている法と異なり、児童福祉法等は、所管行政庁等の外部機関の関与により虐待の防止等を図っていることから、性的虐待については、所管行政庁が一定の役割を果たすなど、児童対象性暴力等とは異なる対応が定められている。このため、対象事業者と所管行政庁が密接に連携し、統一的な方針の下、一体的に対応する必要がある。
- 法においては、児童対象性暴力等が行われたと合理的に判断された場合には、対象事業者は、法の対象となる業務に従事させないこと等の防止措置を講じることとしており、具体的には、就業規則に沿った懲戒処分や配置転換を行うこと等が想定される。一方、児童福祉法等においては、性的虐待が行われたと判断された場合には、所管行政庁による報告徴収・立案調査・改善勧告等が行われるとともに、各対象事業者において懲戒処分等を実施することになる。
- これらの対応は、それぞれの法の趣旨に基づいて適切に行われる必要があるが、児童等の安全確保のために必要な対応については、事実の評価の結果が両方出揃うことなく、速やかに実施する必要がある。その上で、各事案における対応について、一定の整合が図られるよう、処分等については、対応の決定・実施のタイミングを合わせることが考えられる。
- イのパターン1からパターン4までについては、適用される法令・指針の別に伴い、児童対象性暴力等が疑われる場合等に連携すべき関係機関等、安全確保措置のフローが異なる。法に基づき対象事業者が講ずべき安全確保措置と、性的虐待に該当する場合に児童福祉法等に基づき所管行政庁等が講ずべき措置のフローを整理すると、具体的には次の図のとおりとなる。

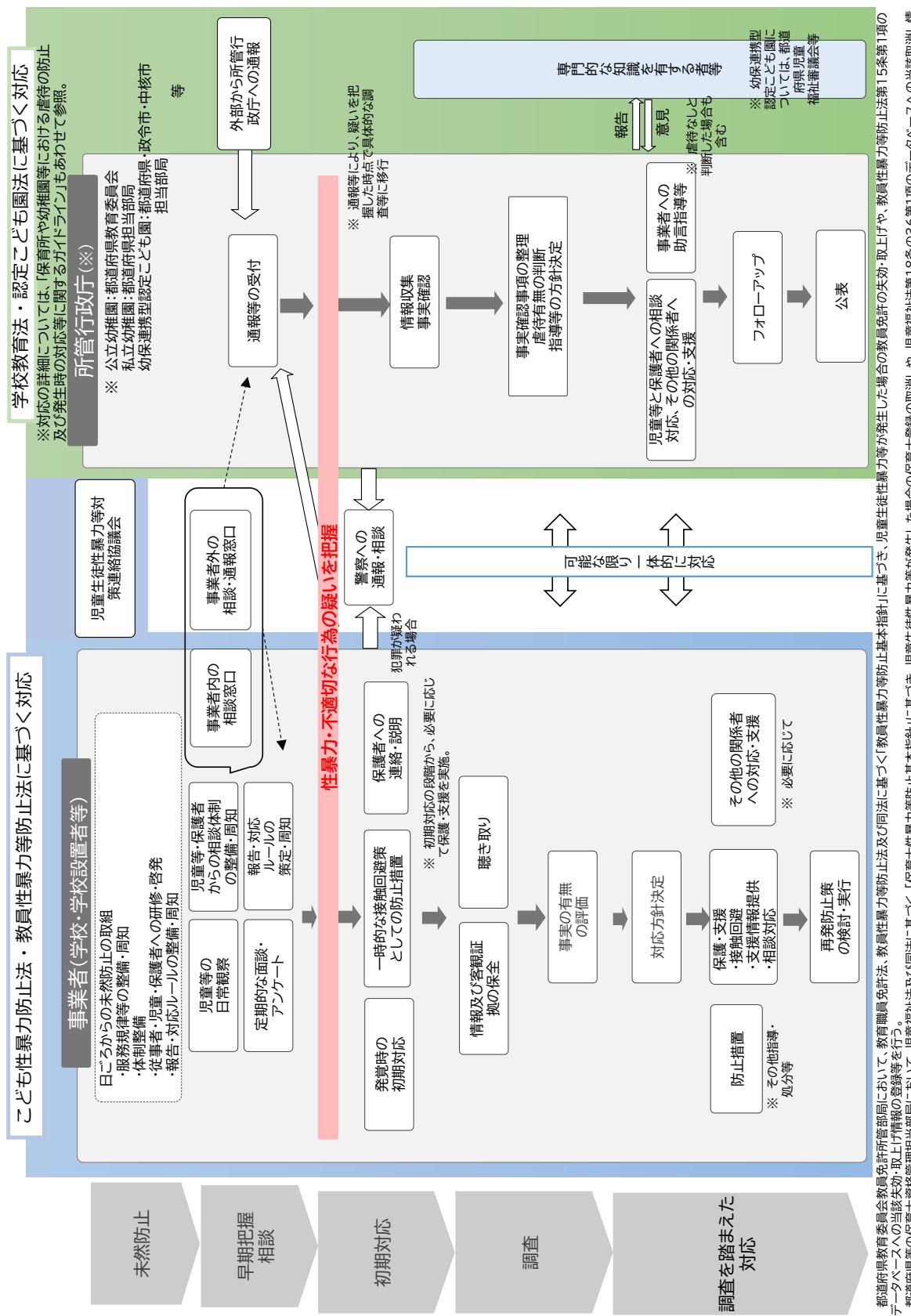
図表 30 パターン1：被措置児童等虐待（保育所等虐待を除く。）の対象施設等



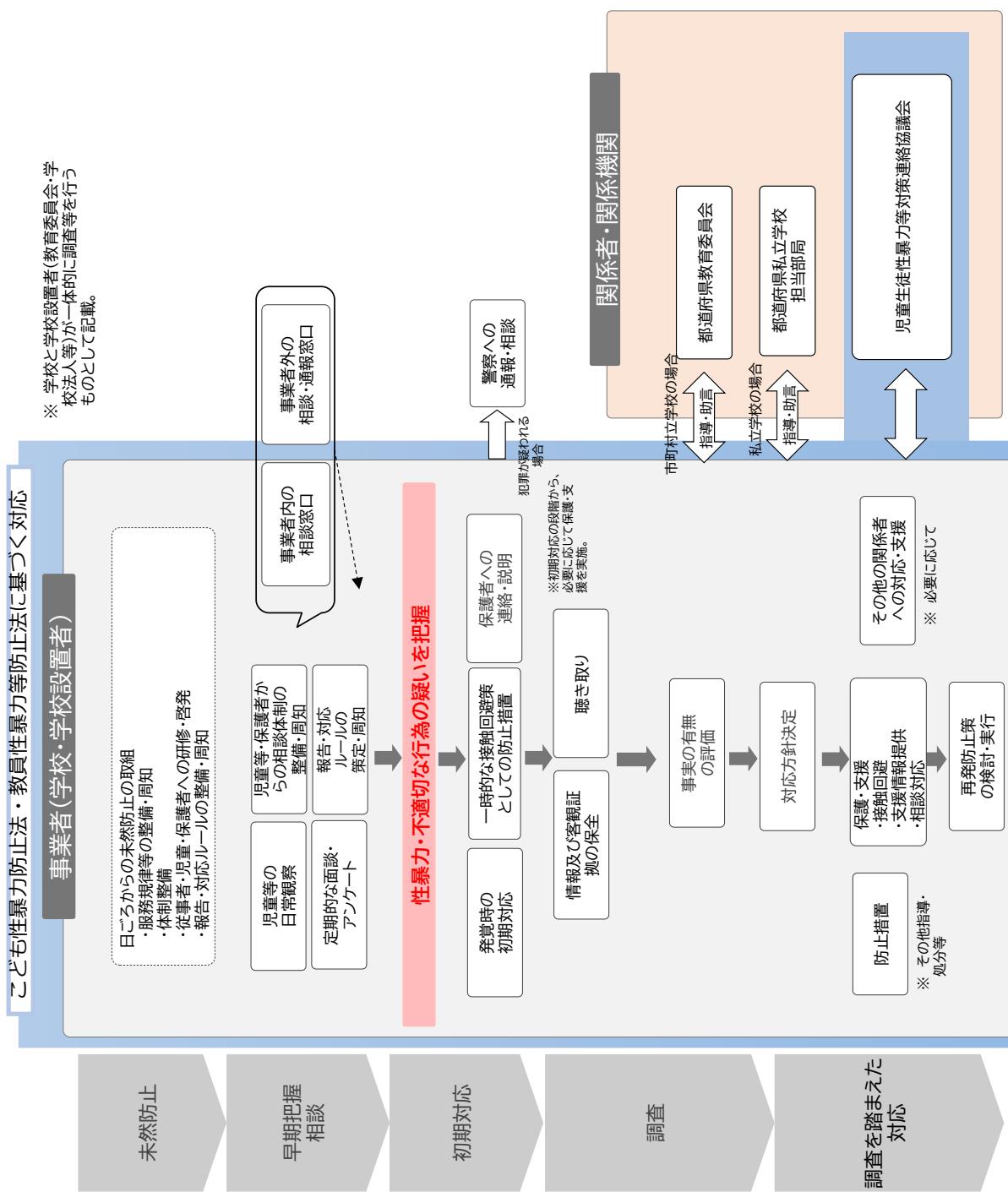
図表 31 パターン2：保育所、障害者福祉施設等



図表 32 パターン3：幼稚園、幼保連携型認定こども園等



図表 33 パターン4：小学校、中学校、高等学校等



※ これらのフロー図は事業者と所管行政庁等に求められる対応を整理したもの。児童等や保護者は、性暴力・不適切な行為の疑いがある場合、警察への通報等を行うことができる。

(4) 調査を踏まえた対応

① 対応方針の決定

- 対象事業者においては、(3)で述べた調査等の結果により、児童対象性暴力等の事実があつたと合理的に判断された場合には、児童対象性暴力等は重大な人権侵害行為であるとの認識の下、加害を行ったと認められる者への指導・処分の内容や被害児童等への支援の具体的目標・対応策など、事案に関する対応及び支援の方針（以下「対応方針」という。）を協議・決定する（詳細は横断指針 p. 73 参照）。
- 対応方針は、被害児童等がそれまでの日常を取り戻すことを目標とし、被害児童等の安全確保と身体的・精神的苦痛へのケアに努めるとともに、二次被害（例：被害児童等が周囲に責められる状況、被害児童等に係るうわさ・誹謗中傷の発生）を防ぐことが重要である。
- また、可能な限り、被害児童等の意思、保護者の意向を確認しながら検討・決定し、被害の状況や決定した対応方針は、被害児童等やその保護者に説明することが必要である。特に、被害児童等に対しては、分かりやすく説明し、安心感を与えることが重要である。

② 防止措置

- 対象事業者においては、(3)で述べた調査等の結果により、対象業務従事者による児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認めるときは、次のアからウまでに掲げる考え方に基づき、法第6条等に基づき防止措置を講じなければならない（防止措置に関する留意事項や、「おそれ」の内容に応じた防止措置の全体像については、「VII. 安全確保措置（防止措置）」参照）。
- ア 調査等の結果、児童対象性暴力等が現に行われたことが合理的に判断された場合には、被害児童等への更なる加害や、他の児童等への被害拡大につながるおそれがあり、教育、保育等の現場において児童等に接する業務に従事する上での適格性を欠くものであることから、原則、当該対象業務従事者を対象業務に従事させないことが求められる。
 - イ 調査等の結果、児童対象性暴力等には該当しないが、重大な「不適切な行為」が行われたと合理的に判断される場合は、児童対象性暴力等が行われた場合に準じ、原則、当該対象業務従事者を対象業務に従事させないことが求められる。
 - ウ 調査等の結果、児童対象性暴力等にも重大な不適切な行為にも該当しないが、「不適切な行為」が行われたと合理的に判断される場合には、当該行為が初回かつ比較的軽微なものであるような場合は、まずは繰り返さないように指導を行い、注意深くその後の経過観察を行うなど、段階的な対応を行うことも考えられる。一方、指導したにも関わらず、同様の行為を繰り返した場合には、児童対象性暴力等が行われた場合に準じ、より厳格な対応を行うことが考えられる。

③ 保護・支援

- 対象事業者においては、(3)で述べた調査等の結果により、児童等が対象業務従事者による児童対象性暴力等を受けたと認めるときは、法第7条第2項等に基づき、当該児童等の保護及び支援のため、被害児童等が日常を取り戻し、落ち着いて教育、保育等を受けることができるようすることを目的として、次のアからウまでに掲げる措置を講じなければならない（規則第11条）。
- ア 被害児童等と児童対象性暴力等を行ったと認められる対象業務従事者との接触の回避
- イ 事業の内容その他の事情に応じた支援機関等の一覧及び支援内容の被害児童等への情報提供
- ウ 被害児童等及びその保護者からの相談への真摯な対応

ア 被害児童等と児童対象性暴力等を行ったと認められる対象業務従事者との接触の回避

- 対象業務従事者が児童対象性暴力等を行ったと合理的に認められる場合には、被害児童等への更なる加害の防止のため、当該児童等との接触を回避するための方策をとることが必要である。法第6条等に基づき防止措置を行うこととなるが、労働法制等を踏まえて適切に対応する必要があり、本ガイドラインにおいて、防止措置に関して示す「VII. 2. (4) 労働法制等を踏まえた留意点」（特に、「③ 調査等の結果、児童対象性暴力等が行われたと合理的に判断される場合」）を参照して対応することが重要である。

イ 事業の内容その他の事情に応じた支援機関等の一覧及び支援内容の被害児童等への情報提供

- 対象事業者においては、事業発生時に備えて、心身のケアや法的対応に関する支援機関等の一覧を準備しておくことが必要である。児童等が児童対象性暴力等を受けたと認められる場合には、被害児童等やその保護者に対して当該一覧を提供したり、相談・支援にワンストップで対応してくれる、地域の性暴力被害者支援機関等の連絡先を伝えたりするなど、適切に情報提供を行うことが重要である。
- 支援機関等の一覧は、地域の実情に応じて、各対象事業者において作成するべきものであるが、考えられる支援機関等の例及び各機関等の支援内容は次に掲げる表のとおり。

図表 34 一覧に含めることが考えられる支援機関等の例及び各機関等の支援内容

支援機関等の例	支援内容
地域の性暴力被害者支援機関 (ワンストップ支援センター、 犯罪被害者等早期援助団体等)	被害者的心身の負担を軽減し、その回復を図るため、被害直後からの必要な支援を提供する（例：医療機関への同行支援・紹介や警察への同行支援等）。 ※ ワンストップ支援センターの支援内容の詳細については、各都道府県に設置されている各センターのホームページを参照

支援機関等の例	支援内容
医療機関	治療が必要な外傷がある場合、妊娠又は性感染症の可能性がある場合や薬物を使用されたおそれがある場合等には、医療機関受診が必要。
警察	被害届を出すか決まっていなくても、警察への相談は可能。警察では被害児童の心情に十分配慮して対応。
弁護士	被害児童等の権利を守るため、早期に弁護士のサポートを求めるのも有効。
地方公共団体	犯罪被害者等（性暴力を含む）に係る「総合的対応窓口」において、相談・問い合わせを受け付け、必要に応じ、地方公共団体内の関係部局や関係機関・団体に情報提供・橋渡しなどを行っている。

ウ 被害児童等及びその保護者からの相談への真摯な対応

- 性暴力被害にあった児童等には落ち度も責任もなく、その日常生活は守られるべきものである。対象事業者においては、児童対象性暴力等を受けて傷ついた児童等の気持ちに寄り添い、心と身体のケアをする必要がある。
- また、児童等が被害に遭うと、その保護者も傷つくことになる一方で、児童等の回復に向けては、保護者の児童等への関わりが大きく影響する。対象事業者は、保護者の怒りや不安を受け止め、気持ちに寄り添い、信頼関係を築きながら、保護者が児童等の気持ちや状況を理解していくことを支援することが必要である。
- このため、対象事業者においては、被害児童等及びその保護者からの相談に真摯に対応するため、次に掲げるような措置を講じる必要がある。
 - ・ 被害児童等の担当者を定め、当該担当者が被害児童等と定期的に話し、（保護者担当がいる場合はその担当を通じて）保護者等に連絡して家庭等での様子を聞くこと等により、被害児童等の状況を把握すること
 - ・ 性暴力被害が児童にもたらす影響（心身への影響、トラウマ症状等）について理解した上で、被害児童等に変化がないかどうか、様子を見守ること
 - ・ 気になる点や状況の悪化が懸念される点がみられた場合、速やかに組織的に共有し、迅速な対応につなげること
 - ・ 支援のニーズはないか等を定期的に確認しつつ寄り添い、被害児童等が話したいがあれば、真摯に耳を傾けること。その上で支援のニーズが確認できれば、具体的な支援につなげること
- なお、学校や保育施設等、児童等と持続的に関わることが想定される事業であって、支援が中長期に及ぶ場合、被害児童等の教育、保育環境が変化する状況（例：進級・進学、卒業・卒園、転校・転園など）も予想される。

- 児童対象性暴力等を受けた児童等については、長期にわたって心的外傷やその他の心身に対する悪影響が継続する場合や、成長してから被害にあったことを認識し、心身に対する悪影響が発生・継続する場合があり、中長期的に支援していくことが必要である。
- このため、学校、保育施設等においては、被害児童等の同意を得た上で、支援の継続に向けて対応を引き継ぐ（例：転校、卒業等の後にも、児童等の同意を得て次の所属先に支援内容・必要性等の情報を引き継ぐ）ことが重要である。

④ その他の関係者への対応・支援

- 被害児童等以外の児童等及びその保護者への対応においては、被害児童等のプライバシーを保護するために、うわさを発生させないことや、うわさが拡がらないようにして、二次被害の防止に向けた情報管理を行うことが重要である。
- 同時に、最初に被害が発覚した児童等以外にも、被害を受けた児童等がいるかもしれないことを念頭に置きながら、深刻なストレスを抱えている児童等に対する心理的ケアを行うことが重要である。
- あわせて、事案対応を行う職員が、強いストレスやプレッシャーを感じながら過ごすことがあることや、直接的な事案対応を行う者でなくとも、現場にいる職員が、保護者等からの批判や第三者からの心ない言葉により精神的苦痛を受けたりすることがあることを踏まえ、対象事業者においては、職員の心身に問題が生じていないかを頻繁に確認し、セルフケアの重要性を伝えることや、心のケアを行う専門職等の心理ケアを受けさせることなどにより、事案対応の持続可能性を高めていくことが有効である。
- このため、対象事業者においては、被害児童等以外の児童等及びその保護者や、対象事業者の職員といったその他の関係者に対しても、必要に応じて対応・支援を行っていくことが重要である（詳細は横断指針 p. 75～78 参照）。

⑤ 再発防止策の検討・実行

- 児童対象性暴力等の疑いが生じた場合（事実の有無が評価できない場合を含む。）、その要因を分析して、適切な再発防止策を検討し、実行していくことは、対象事業者が引き続き教育、保育を適切に提供していく上で重要である。
- このため、対象事業者は、次に掲げる点に留意した上で、児童対象性暴力等の防止や早期発見に向けて、再発防止策を検討することで、組織全体としての改善を図り、真に性暴力が生じにくく、かつ生じたとしても早期に発見し、適切に対応できる組織づくり、専門家との連携体制の構築につなげていくことができると考えられる（詳細は横断指針 p. 85、86 参照）。

- ・ 個別事案の原因を踏まえて再発防止策を検討するだけでなく、その背景にある要因や、組織・運営等における根本的な課題等を踏まえること
 - ・ 個人の責任追及ではなく、客観的にどのようにすれば再発防止できるかを議論すること
 - ・ どのように組織文化や体制を改善していくことができるかという観点で再発防止策を検討すること
- 児童対象性暴力等があったという事実が評価できない場合においても、事業者として、疑いが生じたことは重く受け止め、対象業務従事者の人権への配慮の必要性を考慮しつつも、両者の接触を極力避けるなど被害を申告した児童等の心身の安全・安心に十分配慮し、教育、保育等の場がその児童等にとって安全・安心な居場所となるよう事業運営を行うとともに、そのような疑いが再度生じないよう、死角をなくすことや、研修等を通して服務規律等を再度周知するなどの適切な対応を検討及び実施することが重要である。